

令和 7 年第 2 回五城目町議会定例会議事日程 [第 3 号]

令和 7 年 6 月 11 日 (水) 午前 10 時 00 分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 一般質問（4名）

日程第 2 議案第 34 号 工事請負契約の締結について

・令和 7 年度高機能消防指令センター情報系更新機能
強化工事

日程第 3 議案第 35 号 五城目町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第 36 号 五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第 5 議案第 37 号 町道の路線認定について

日程第 6 議案第 38 号 専決処分（第 3 号）の承認を求めることについて

・五城目町町税条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 39 号 専決処分（第 4 号）の承認を求めることについて

・五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 40 号 専決処分（第 2 号）の承認を求めることについて

・令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 9 議案第 41 号 専決処分（第 5 号）の承認を求めることについて

・令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 11 号）

日程第 10 報告第 1 号 令和 6 年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 11 報告第 2 号 令和 6 年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第 12 報告第 3 号 令和 6 年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 13 議案第 42 号 令和 7 年度玉城目町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第14 議案第43号 令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

日程第15 議案第44号 令和7年度五城目町水道事業会計補正予算(第1号)

令和7年五城目町議会6月定例会会議録

令和7年6月11日午前10時00分五城目町議会6月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井 和歌子	2番 小玉 正範
3番 伊藤 信子	4番 石川 交三
5番 中村 司	6番 佐沢 由佳子
7番 石川 重光	8番 松浦 真
9番 工藤 政彦	10番 椎名 志保
11番 斎藤 晋	12番 石井 光雅
13番 佐々木 仁茂	14番 館岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川 滋	副町長	澤田石 清樹
教育長	畠澤政信	総務課長	東海林 博文
まちづくり課長	柴田浩之	会計管理者兼 税務会計課長	小玉洋史
議会事務局長	千田絢子	農林振興課長	石井忠大
商工振興課長	鳥井 隆	建設課長	小野亨
学校教育課長	小玉重巖	生涯学習課長	工藤晴樹
住民生活課長	石井 一	健康福祉課長	館岡裕美
消防長	佐々木貴仁	総務課課長補佐	大石靖宜

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

本日行う一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、2番小玉正範議員、3番伊藤信子議員、4番石川交三議員、5番中村司議員の順序といたします。

2番小玉正範議員の発言を許します。2番小玉正範議員

○2番（小玉正範君） おはようございます。2番小玉でございます。よろしくお願ひいたします。

ここ一、二週間、ニュースで最も注目された話題の一つとして、2,000円台の備蓄米販売ではないでしょうか。販売したスーパーなどでは、5kg備蓄米200から500袋が30分ほどで完売するほど、昨日などは、ネット販売では3,500袋が10分で完売したというような報道がありました。多くの人々が関心を寄せている話題であることには間違いがありません。格安の米販売には賛否両論があるようですが、そのことには触れず、無理ではないかと言われた5kg2,000円台のお米を出すというプロジェクトが実現したことに言及させていただきたいと思います。

現在、農水大臣の小泉さんは、5月21日に大臣着任早々、2,000円台の備蓄米販売を発表し、首都圏のスーパーでは一番早いところで5月31日に販売することになりました。発表から販売まで、わずか10日ほどでしたが、こんなに早く出せるものなのかと驚いたのは私だけではないはずです。それが実現できた裏には、販売に関わった小売店やスーパーの努力だけではなく、農水省の多くの職員の皆さんも実現のために日々動いてくれていたということでした。このことについて、小泉大臣は次のように語っています。「トップが変わった直後にもかかわらず、農水省の職員の皆さんが新たな方向性の打ち出しについてきてくれ、連日熱心に働いてくれたことには大変感謝している」と、目的を同じくする多くの人々が関わり、心を一つにして今までにない努力をすることによって状況がどんどん変化し、好転していく良い事例を見せてくれたものと思っております。この一件からは、我々地方の人間も一つの大義名分に納得できたら、多くの人が同じ方向を見て、一人ひとりが自ら考え、協力し合うことによって、停滞した現状

を変えていくことができるのではないかと強く思った次第です。

それでは、私自身も微力ではありますが、皆が心から納得して協力できる目標や大義名分を見つけるために、一般質問をさせていただきます。

1、町キイチゴの生産について。

本年度の町の予算書には、キイチゴを宣伝するための予算が30万円も計上されています。その宣伝の目的を伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 2番小玉正範議員にお答えいたします。

キイチゴにつきましては、秋田県での洋上風力発電事業を契機とした三菱商事グループとの連携の中で、同グループ企業であります三菱食品株式会社と秋田県産農産物を使用した商品の開発を行っております。その中で、五城目町特産品であるキイチゴ70kg、これを使用し、商品化を進めております。その商品は、令和7年8月上旬から37万袋を全国で発売予定としております。そのPRの一環として、首都圏におきまして商品及び五城目町産の冷凍キイチゴや加工品をPRするキイチゴ販売会への支援として予算計上しております。

なお、そのキイチゴのグミなんですけども、そのサンプルが届いておりますので、後ほど議員の皆様方にも配付いたしますので、どうか味わってみてください。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 非常に興味深い内容だなと思います。キイチゴやその商品、グミがマスコミに取り上げられるとなってくれば、町キイチゴの知名度が一気に上がることになるのではないかでしょうか。町にとってキイチゴの一大生産地として全国に知られることは、今後の経営戦略として非常に重要だと思います。ただ、知られることで、昨年よりも多くの供給を要求されるようになると予想されます。現在の生産体制でその要望に対応できるのか危惧される点もあるかと思います。また一方では、生産量が少ないがゆえに、その希少価値を高めることで単価を上げていくことが可能かもしれません。単価を上げられることが、まあブランディングってよく言ってますので、ブランド力を上げることに直結するということをご検討願いたいと思います。

その上で2つ目の質問に移ります。キイチゴの生産地としては、一般的には北海道が知られておるようです。食品データ館というホームページの情報では、2022年の収

穫量は約0.5トンと少量であり、全国シェアは、ほぼ100%となっております。2014年からは北海道が全国一位を独占しているという報告をしています。その情報筋では、2005年には富山県、2007年には滋賀県が大量に生産しているんですが、その後はぱったりと姿を消しています。2009年には秋田県が突然、北海道と同量の生産をしていますが、さきの市が富山と同じように翌年からは見えなくなっています。このデータは、農水省、経産省などの公的機関のものを使っていましたが、情報としての信頼性はだいぶ怪しいものであります。後で分かっていただけだと思います。しかしながら、これらの資料からも読み解けるものが一つあります。それは何かというと、生産の大変さとその収入が見合っていないために継続していくことが極めて難しいのだということが窺い知れるということは、抑えておくべき点だと思います。

さて、五城目町キイチゴ研究会が作成するホームページで公開されている情報によると、全く異次元の報告がされています。2018年に町のキイチゴ研究会で生産したキイチゴの量は約2tとのことです。これまでの説明から、この数字がどれほどすごいことか分かります。全国一の生産量、北海道の実に4倍の量です。7年前のデータなので、ここ4、5年の状況は分かりませんが、昨年も同じような生産量なのであれば、既に全国のキイチゴ生産地を圧倒していると言ってもよいのかもしれません。

その同じ年、2018年3月11日付で、薄木伸康さんという東京の税理士さんが書かれた記事がウェブ上に載っております。そこには、出荷されたキイチゴは、レストラン、バー、洋菓子店など多くの場所で使われ、遠くは福岡県の太宰府天満宮にも卸しているとありました。7年前には既に商業ベースに乗っていたのでしょうか。

しかし、生産量2tでも十分ではないようです。首都圏から視察に来たパティシエが「毎年トン単位で欲しい。現状では厳しいですね。」と言葉を残して帰ったと聞いております。

五城目町のキイチゴを本格的に町の特産品、ブランド化するには、最低限しっかりと収益が確保されることで生産者を守ること、さらに仕事の効率化を目指して働く環境の整備や向上を行うことで、キイチゴの品質を下げずに生産量を増やすことが大事です。そのためにも、町として生産への助成制度は不可欠です。さらに、昨今、全ての物の値上がり、値段が上がり、物価高であります。キロ単位の単価を上げることで利益をしっかりと出してもらい、若者にとってもキイチゴの生産が本当に魅力的な仕事であるという状況を宣伝することではないでしょうか。稼げる農業であることをアピールすること

とによって、新たな生産者が出てくることが大変重要だと思われます。

以上のことまとめると、キイチゴの高品質を守り、町の特産品としてブランド力を持つためには、①しっかりと利益を出し、生産者を守ること、②稼げる農業として新たな生産者を生み出す素地を作ること、そのためにも町としてキイチゴの生産を助成する制度を作るべきです。町の意向を伺います。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

小玉議員のおっしゃるとおり、その研究会のホームページを見てみると、2018年生産量2tというふうに掲載されています。

現在、この五城目町キイチゴ研究会における生産者数は10名であります。そして令和6年度の生産量は707kgです。ここ数年、生産者の減少もあり、生産量は減少傾向になっております。さらに、果実のみの出荷では利益を得ることが難しく、加工して付加価値をつけることが重要であると考えられます。生産者の中にはブンド化の確立を目指し、秋田県地域資源活用・地域連携6次産業化サポート事業により販売戦略に取り組んでいる方もおられます。

町では、先ほど申しました三菱食品との商品開発による全国販売の予定もあり、町の特産品として大きくアピールできるタイミングであるため、生産者の確保及びその付加価値をつけるための加工事業など、そのブランド化につながる活動に対する支援をしつつ、今後の助成体制について検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川交三君）　小玉議員

○2番（小玉正範君）　非常に前向きな回答で少し安心はしております。5月20日の魁新聞をお読みになっていると思いますが、その一面には、県の補正予算案の主な事業が公表されています。その事業の中に、夏秋いちごや半促成アスパラガス、サツマイモの生産拡大を支援の事業がありまして、5,000万円が計上されています。県においても、このように農業の新規事業に支援をする予算を立てており、町としてやはり、まあ希少価値の非常に高いキイチゴですので、何とか支援のほうをお願いしたいと思っております。

すいません、もう一つ質問を加えたいんですが、町のキイチゴの品質は非常に良いということで評価が高いです。そういうことであれば、現在このタイミングで商品の単価、

キログラム単価を上げることが非常に大事だと思うんですが、それは可能なんでしょうか。お願ひいたします。

○議長（石川交三君） 答弁者。石井農林振興課長

○農林振興課長（石井忠大君） 小玉議員の質問にお答えします。

単価の上昇につきましては、現在、そのキイチゴといいますか、ラズベリーの使用しているのは原材料として使用しております、商品そのものは「かむかむ」っていう商品なんですけど、それはシリーズ化されている中で単価を上げるというのは厳しいかなという、それに横並びの単価で進むものと思われます。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 先ほど町長のほうからは、707kgの収穫で、天候にもかなり強く影響されるということで、収穫量と、それから携わる生産者が減少しているということがありましたが、それであっても、先ほど言った食品データの館の情報、0.5tより多いわけです。ということを考えれば、物価高で各企業さん給料上げています。そのこともお考えの上、何とかキロ単価を上げてもらいたいなと思っていますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目に移ります。各企業などの人手不足対策です。

町の中小企業でもハローワークに募集しても人が集まらず、人手不足を感じている企業が確実にあるということは、前回3月の一般質問でもお話をしました。その後、個人的に県が昨年6月に開設した秋田県外国人材受入サポートセンターに直接伺いました、秋田県の現状を聞いてまいりました。その際に次のことを知りました。秋田県では、各企業の人手不足を解消するために、本年7月を目途に外国人材を活用する際の助成制度を作る動きがあるということ。また、そのほかにも、いくつかの地方自治体でも今年度中を目途に助成制度を作ろうとしているとのことです。前回、町の3月議会では、現在の外国人材活用制度が使い勝手が悪いため、町としては予定がないとの回答でしたが、今後、このような県または他の自治体の流れを見て、説明会を開催するなど、何か検討しているのでしょうか。

質問2つになってしましましたので、確認いたしますと、1つ目、町における人手不足の状況。そして2つ目、説明会の開催についての町の意向を伺います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君）お答えいたします。

小玉議員のおっしゃるように、県では、県内企業と外国人材のマッチングを加速化させるため、企業説明会に対する補助金や外国人材を定着させるための補助金を新規に策定する予定であると伺っております。

このような県内の情勢を受けまして、町としては、小玉議員のご質問にありますように、説明会など、町内事業者を後押しする事業が考えられますが、町内企業の人手不足の実態を把握しきれていないことから、人手不足の実態調査や外国人材に対する意識調査をこれから進めていかなければならぬと考えております。その際には、湖東3町商工会の協力も得ながら進めていくことが必要になると思います。

なお、外国人材の採用につきましては、タイ政府認定の送り出し機関の代表の方と私、4月に面会し、いろいろとお話を伺っておりまして、町としての対応を模索してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（石川交三君）小玉議員

○2番（小玉正範君）ありがとうございます。何とかその方向性でお願いしたいなと思っています。それにもやっぱり現状の把握っていうのはすごく大事なことではないかなというふうには思っております。

先ほどもお話したんですが、県の補正予算案の主な事業の中に、こういったものもあります。外国人材の加速化事業。それには、1,198万円もの金額が計上されております。どれほど大事に考えているかが分かるかと思います。

私も、町長が言うように、このように話すつもりでした。湖東3町の合同で開催することもいいのではないかというふうに思ってましたので、ぜひその方向で進めていただければと思っております。

次の質間に移ります。昨年、たまたま河川の護岸工事を見ていました、ご高齢の方々が働いている姿を見つめる機会がありました。それがいけないという意味ではないので誤解なさらないようにお願いします。失礼かもしれないんですが、少々心もとないなというふうに感じました。肉体労働中心の職種においては、機械で補えない部分があるよう思います。このような現場を知った上で、人材不足を解消するその他の方法はご検討しているのでしょうか。先ほどの質問とちょっとダブる点もあるかもしれません、お願ひいたします。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

まずその肉体労働中心の職業ということではありますけども、主に建設業、農林業、製造業など、体を使う作業が中心となっている労働者を指す業種と認識しております。町では、そういった業種に限らず、人材不足対策としての施策は実施しておらず、人材不足に関する相談が来た場合は、県や国の制度をご案内しているところであります。

1つ目の先ほどの答弁と重なる点はございますけども、町として、これまで町内企業の人手不足の実態を把握していないことから、人手不足の実態調査や外国人材に対する意識調査を実施して、町としての対応を模索してまいりたいと思います。重ねまして、湖東3町商工会の協力を得ながら、相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石川交三君）　小玉議員

○2番（小玉正範君）　分かりました。

では、次の質間に移りたいと思います。ごみの分別回収についてであります。

ごみの分別について質問をさせていただきます。

私だけの特別な例だといいのですけども、たまに、あ、何回もあったかもしれません、ごみ回収車にごみ袋を回収されずに残ってしまい、何が悪かったのかと中を見ながら考えることがありました。最近は数々の失敗のもとにだいぶ私も理解してきたと思っているところなんですが、依然として分からぬものもあります。

次のものは何ごみと分別されるのか問います。1つ目、幅が30cm程度のプラスチック製のキーボード。2つ目、プラスチック製の動くおもちゃ。中に金属の部品が入っています。3つ目、ノートパソコン附属のリチウム電池。これは突然、ノートパソコンが動かなくなることもあるんですが、リチウム電池を交換することで動くことがよくあるんです。それで出てくる古いリチウム電池をどのように処理するのかということ。4つ目、プラスチックの部分が多いキャリーバッグ。イヤの部分には強化のために金属の部品が付いております。そういったこの4つのものは、どの分別になるのか。そして、私たち町民にとって、これらのごみの分別、何を見れば判断できるかお願いをいたします。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　ただいま質問のありました4つのごみの分別についてお答えいたし

ます。

まずは、この幅が30cm程度のキーボードでありますけども、これは不燃ごみ扱いとなります。指定サイズ以下の中であれば、その指定サイズといいますと15cm×25cmの投入口に入る大きさのもの、これ以下のものであれば役場庁舎や町民センターに設置している「小型家電回収ボックス」による回収・リサイクルもできますので、そちらへの協力もお願いしたいところであります。続いてプラスチック製のおもちゃでありますが、これは不燃ごみ扱いでお願いします。パソコンのリチウム電池であります。不燃ごみ扱いとなります。販売店に相談、回収協力店への持ち込みなどによる処分も可能でございます。それから、このキャリーバッグであります。町指定のごみ袋に入らないサイズのキャリーバッグは、粗大ごみ扱いとなります。

これまで、この分別表を全戸配布しておりましたが、より詳細な一覧表をホームページに掲載するなど、工夫しながら周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） ホームページのほうに掲載していただくのはいいかとは思うんですが、取りあえず、まあ来年でもいいし、できれば早めに、そのチラシとして新しい分別表を作り、配布していただけないものかなと思っておりました。私のように、あれを見て理解できない人も結構いるのではないかなって思っていますので、それをお願いしておきます。

では2つ目の質問に移ります。現在の状況に合った分かりやすい、ごみ区別のチラシを作るべきではないでしょうかということ。他市町村では便利帳として、ごみの分別について冊子になってて、それも配布しているところがあります。そういうの、チラシと細かいことを説明した冊子、便利帳、両方こう配布していただけないかなと。その取り組む意思はあるかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。

で、その際にですね、一つポイントがあるんですが、現在の町の分別表には、スプレー缶は必ず穴を開けて中身を出すよう指示されています。実は、令和5年度2月頃から、全国的には穴を開けずに出す自治体のほうが多くなっています。理由はご存じだと思いますので、この場では省略させてもらいます。分別表自体もやっぱり時代に合わせて作成し直すべきではないでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

我が家でも見えやすいところにそのごみの出し方のポスターを貼って、見ているわけでありますけども、県内のある自治体では、その先ほどのようなキーボードだったりキヤリーバッグだったりって細かい分別をしたら560種類になっているという自治体があります。それを全部この紙に560種類を書くのは、だいぶこの至難の業だというふうにまず思っていることを先にお話をいたしまして、冊子やチラシのような紙ベースとなりますと、分別の分類ごとに掲載できるその品目が限られてしまうこと、追加したい情報や修正があった際には、またその対応に時間を要することなどの課題もあるというふうに捉えております。冊子等の配布以外にも、様々なデジタル技術を活用しながら情報発信している自治体もございますので、そういった事例なども調査しながら、いかに住民の皆様に分かりやすく周知できるかということを考えながら努めてまいりたいと思います。

また、そのスプレー缶の出し方でありますけども、穴を開けずに回収箱などで回収している自治体もございますが、私たち五城目町が加盟している八郎湖周辺清掃事務組合を構成している5市町村のごみは、主にパッカー車っていう車ありますよね、パッカー車でその収集を行っていることから、パッカー車で収集する場合はスプレーはそのままでは危険ということがありますので、圧縮による火災防止、または処理作業中のけがなど事故防止のため、5市町村の共通ルールとして、今は穴を開けて出しましょうというルールをお願いをしているところでございますので、スプレー缶には穴を開けて出してくださるよう、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） ホームページで連絡するということ、それからスプレー缶には今のところは穴を開けていただかなければいけないということですが、私もそうなんですが、なかなかホームページを見るっていうとちょっとハードルが上がったりする部分がありますので、できればやっぱり紙ベースで出していただいて、この先の詳細な部分についてはホームページで確認してくださいとかという形で案内していただければ、使いやすい、見やすいものが作れるのではないかなどというふうには思っています。それから冊子については、男鹿市のほうで非常に分かりやすい冊子を出しておりますので、そちらを一度ご覧になっていただいて、どのようなものがいいのかっていうことを検討し

てもらえばなというふうには思います。何とかこの後も町民にとって分かりやすい分別表とか冊子を作っていただけの方向でご検討願います。

では次に移ります。4つ目、医療・保健関係になります。

R S ウィルスは、肺炎を引き起こす呼吸器感染症の一般的かつ重大な原因です。余り知られてないのかもしれません。私もちょっとよく分からなかつたものですから、厚生労働省の重点感染症リストにおいては、グループBに位置しております。グループBといいますと、S A R S、M E R S、季節性及び動物由来インフルエンザと同じレベルになります。現在のところ、治療薬はなく対処療法だけですが、予防ワクチンは開発されております。

R S ウィルスは、年齢を問わず何度も感染するために、幅広い年齢層で感染すると言われています。乳幼児は2歳までにほぼ100%感染いたします。感染した乳幼児の約30%に細気管支炎や肺炎などの下気道炎を引き起こし、重症化して呼吸困難などの症状が見られることがあります。令和6年5月に、妊婦に接種することで出生後の新生児や乳児のR S ウィルス感染症を予防する母子免疫ワクチンが販売されております。

高齢者は感染により重症化するリスクがあります。加齢による免疫力の低下が原因になるほか、慢性肺疾患、慢性心疾患、腎機能障害、代謝性疾患などの基礎疾患がある場合は、なおさらです。R S ウィルスは、60歳以上の高齢の方に感染するリスクが高く、日本において年間の患者件数は100万件以上と推計されております。このような状況から、高齢者に対しても予防ワクチン接種が望まれます。しかし、接種費用は2万円以上と大変高額です。2年間有効ということですが、現在のところ接種は全額自己負担であり、高齢者が接種するには経済的負担が大きすぎます。町として接種費用の助成をするべきです。町の意向はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

このR S ウィルス感染症は、肺炎などの呼吸器症状が重症化しやすく、任意の予防接種による発症予防として効果があるものと考えております。その予防接種による副反応は、比較的少ないとされておりますが、接種部位の痛み、発熱、倦怠感などが報告されております。現在、予防接種を実施できる医療機関が少ない状況にありまして、医師会を含めた協力医療機関との連携が必要となります。6月2日現在、町内・近隣医療機関への予防接種の希望者や問い合わせはないと聞いております。今後も町民の健康相談の

際にＲＳウイルス感染症の予防対策も含めた周知をいたしまして、周辺自治体の状況も注視しながら、このＲＳウイルスの予防に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） どうか強力に進めていただきたいなと思ってるんですけど、ちょっと余りよくないデータがありましたので、ちょっとご報告をさせていただきます。

令和4年度の国保データベースの情報から、町の高齢者の状況を調べました。平均自立期間、これは健康寿命と呼んでもいいかもしれません。男子は76.8歳、全国では80.1歳、女子平均自立期間80.9歳、全国は84.4歳、町の男女ともに平均自立期間は全国と比べ3歳から4歳ほど短いという非常に不名誉なデータが出ております。急性呼吸器感染症は、心不全、心筋梗塞、心房細動といった心疾患罹患者における死亡リスクと関連しております。町の要介護（支援）認定者の疾病別有病状況を見ますと、平成30年度からのデータでは、令和4年までずっと第1位は心臓病になっております。このことを見るに、インフルエンザウイルスの予防接種だけではなくてＲＳウイルスの予防接種が大事なことは明白でございます。ただやはり、ＲＳウイルスと言われてもよく分からぬ場合が私のように多いのではないかというふうに思ってますので、何とか高齢者の健康寿命を延ばす意味でも、ぜひ接種費用の助成を検討していただきたいと思っています。

大変申し訳ありませんが、再びお聞きいたします。健康福祉課としてはどうお考えでしょうか。

○議長（石川交三君） 館岡健康福祉課長

○健康福祉課長（館岡裕美君） 小玉議員の質問にお答えいたします。

町の町民の方々、健康、長く健康でいられる、健康寿命を延ばすためにいろいろと対策を講じているところでございます。それに関連して、予防接種もいろいろと助成も行っています。この先、動向を見ながら、他市町村でももう始めているところも2市町村くらいあると伺っておりますので、県内の動向を伺いながら、町民の方々の相談も受けながら、どういう、周知も並行していきながら、今後の対策として考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 何とかそういう形で周知をしっかりと行っていただいて進めてもら

えればと思います。

あるデータでは、高齢者の方がインフルエンザにかかって入院するその期間と、それからR Sウイルスにかかって入院する期間では、R Sウイルスのほうが2倍以上になっているというふうなデータがあります。そういうことを考えれば、決して軽くみるものではないなというふうには思っていただきたいと思います。

では次の質問に移ります。日本全国で骨髄移植を待つ患者は、昨年、令和6年度で1,869人、うち移植が行われた患者は1,021人で、実に約半分にあたる848人の方が移植してもらえない状況があります。移植ができるのは、患者とドナーの白血球の型、H L Aが適合していることが必要になります。H L Aは両親から受け継ぐため、一致する確率は、兄弟姉妹で4分の1、血のつながりのない人では数百から数万分の1、そのため一人でも多くのドナー登録が必要とされております。骨髄バンクへの登録者が増えることにより、白血球はもとより、骨髄異形成症候群、悪性リンパ腫、重症再生不良性貧血、免疫不全症、一部の先天性代謝異常症などの患者さんをより多く助けることになります。

しかし、ドナー登録のための検査、面談のできる病院は、県内では秋田赤十字病院を含めて7つの施設しかありません。また、ドナーに選ばれたとしても、採取施設は県内では秋田大学附属病院の一施設だけです。さらに、採取する場合は宿泊が伴います。骨髄提供の場合で3泊4日になります。また、採取後にも健康診断のために病院に行くことがあります。このように多くの日数を必要とすることから、ドナー休暇制度、助成金、ドナー公欠制度、これは学生の向けの許可制度なんんですけども、があります。もちろん職場がそのような制度を理解し、協力していただけることが最低条件ではあります。

秋田県の現状として、ドナーの登録者は全国では37位という大変低い数字になっております。県内でドナー助成制度、助成金給付を実施している自治体は、大仙市のです。青森県では、40市町村中32市町村が実施しております。山形県では、なんと35市町村の全てが実施しております。ドナー助成制度予算を補助している県は東北6県中5県あります。秋田は唯一補助しておりません。この状況をどう見るんでしょうか。理解不足も甚だしいと言わざるを得ないかもしれません。それならせめても、町としてドナー登録を容易にするため、助成制度を実施した上で、ドナー登録の必要性とドナー助成制度や休暇制度などへの理解と協力を宣伝するべきだと思いますが、町としてはどうでしょうか。

○議長（石川交三君） 小玉議員に申し上げますが、先ほどの移植が行われた患者の数「1, 021人」と発言されたようですが、通告には「1, 201人」と書いてございますが、どちらが正解でしょうか。小玉議員

○2番（小玉正範君） 1, 021人のほうが正確でございます。失礼いたしました。訂正お願ひいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求める。荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

この骨髓バンクのドナー登録できる方は、確認ですけども18歳以上54歳以下の年齢の方で、「健康状態が良好な方」というふうになっております。また、病気やけがの治療中または処方薬使用中の方はその登録ができないとされておりまして、骨髓バンク事業ではドナーの健康と安全が非常にこう優先されております。

秋田県内のドナー相談窓口は、献血ルームのほか、各保健所となっております。ここ役場の健康福祉課窓口ではパンフレットを配置して周知をしております。町民からご相談があった場合に、今後も献血会場や保健所などからの情報を確認し、相談先の紹介も含めて周知に努めてまいります。

現在のところでは、その補助とかそういう支援のところまでは考えは至っていないというのが現状であります。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 現状では大変厳しい状況だなというふうに思っておりますが、先ほどお話したとおり、秋田県として東北6県の中でも非常に遅れている、ドナー登録なかなか進んでいないという現状、再び聞くのは非常に心苦しいんですけども、健康福祉課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川交三君） 館岡健康福祉課長

○健康福祉課長（館岡裕美君） 小玉議員にお答えいたします。

ドナー登録につきましては、まずは周知が第一だと思っております。私もドナー登録できる年齢が一定の年齢までっていうところもちょっと恥ずかしながら知らなかつた、何年か前の話なんですけども、知らなかつたというところで、まずは周知から、町民にいろんなドナー登録について、骨髓バンクについて、いろいろ知ってもらうっていうところが大事だと思います。あとは、本人の考え方、あくまでも本人の意思を尊重するべ

きだと思っておりますので、まずは骨髄バンク、ドナー登録についての周知を徹底していきたいなとは思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○2番（小玉正範君） 何とか進めていただければなというふうに思っています。私も確か20年近い前でしょうか、ドナー登録っていうことでチラシをいただいた際に、ちょっと変なうわさが広まってまして、骨髄を採取するのに失敗すれば半身不随になるんでないかとかって言われて、そんなに恐ろしい状況なのかと、それはとってもじゃないけど参加できないなというふうに思ったのが、まず正直な部分です。もしかするとそういうマイナスイメージ、現在はそういうことはないと思いますので、何とかこう周知のほうを積極的に進めることができると嬉しいとか、秋田県だから知らないでいいとか、秋田県だから東北6県の中で最下位でいいとか、そういうことではなくて、やはり全国的な流れに乗って我々も生活していくところを、やっぱり若い人たちにアピールしていかないと、若い人たちが秋田県にいたいっていう、都会に行ったほうが生活しやすいじゃないか、どんな部分でも都会のほうがいいんだというようなそういうものの意識を払拭させるためにも、やはりこういった部分、非常にその細かいところですけども、しっかりと整備をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっと厳しい意見もお話しさせていただきましたが、非常に前向きな回答も多く、私も今後の町政の在り方については希望を持った次第です。

本日はこれで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 2番小玉正範議員の一般質問は終了いたしました。

次に、3番伊藤信子議員の発言を許します。3番伊藤信子議員

○3番（伊藤信子君） 3番伊藤信子です。よろしくお願ひいたします。

ほかの議員の一般質問を聞いていますと、よく勉強しているなどくづく関心させられました。私も勉強しなければ、と思いましたが、余り背伸びをしないで、町民の皆様に耳を傾け、代弁者として頑張りたいと思っております。また、昨日一般質問をされました石井和歌子議員が最後にお話しましたネコバリ岩のこと、とても感動いたしました。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

1つ目といたしまして、備蓄米についてです。

連日、テレビ・新聞を見ますと、米問題について報道されています。農家にとっては

今後どうなるのか不安になる毎日だと思います。先ほど小玉議員が備蓄米2,000円台のお話をされておりましたが、私は別の目線で質問をさせていただきます。

質問の要旨として（1）から（3）までありますが、いずれも関連性がありますのでまとめて質問をさせていただきますので、答弁のほうも一括でお願いいたします。

現在、農家が政府の備蓄米に協力し、米不足解消に貢献していますが、その後の放出や市場価格の変動によって、農家が不公平感を感じる事態が生じております。特に政府の買取価格と放出後の市場価格にギャップが生じ、農家がその差額を享受できないことは、農家の経済的利益に対する不公平感を生じており、今後の協力をためらわせる原因となりかねないのでしょうか。

備蓄米の買取価格と市場価格のギャップに関する問題として、農家が備蓄米を政府に売る際に設定される買取価格は60kg当たり1万1,000円と、その後に放出された米の市場価格、約2万1,000円が大きく異なる場合、農家はその差額を享受できない現状があります。このギャップにより農家は不公平感を抱き、今後、備蓄米への協力を避ける可能性が高まります。この状況について、町としてどのように認識しているのでしょうか。

（2）として、農家が安定的に備蓄米に協力するためには、政府や自治体がどのようにインセンティブを提供し、農家の協力意欲を維持できるかが重要です。市場価格との差額を考慮した適切な政策の改善が必要ではないかと思います。町として、農家の協力を維持するための方策について、どのような対策を検討しているのでしょうか。

（3）今後の備蓄米政策に関する提案として、農家の協力を確保し、米不足に備えるためには、今後、備蓄米の買取価格と市場価格のギャップを是正する方策が必要です。政府の補助や市場価格連動型の買取契約を導入するなど、農家が不公平感を抱かず協力できる仕組みをどう設計するか。町として、これらの提案をどのように取り上げることができるのか、お聞きいたします。お願ひします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 3番伊藤信子議員にお答えいたします。

伊藤議員のおっしゃるとおり、その備蓄米の買い取り及び放出時の市場価格に差があること、そして、その差額が農業者ではなくて国の収入として扱われることについて、農業施策に従い生産調整を行っている農業者の皆様に対して不公平感を与えておりまして、私たち町としても非常に大きな疑念を抱いているところであります。こういった状

況が続くことで農業施策への不信感が増大し、農業者の生産意欲の低下につながるのでないかと懸念しているところであります。

(2) の町はどのような対応を検討しているのかということでありますけども、現在、町としての方策は検討はしておりませんが、国の備蓄米に対する政策については今まで以上に注視していきたいと思っております。

そして今年度におきましては、国における備蓄米の入札は開催しないということになつておりますが、これも同じになりますけども、国の備蓄米に対する政策について、これまで以上注視しながら、その対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（石川交三君）伊藤議員

○3番（伊藤信子君）備蓄米に関しては政府のことなので、大変難しいし、どうにもならないとは思いますが、農家にとっては、買取価格と放出後の市場価格のギャップがありにもありすぎて農家の利益に不公平感を感じ、この思いをほかの町民の皆さんにも分かってもらいたいとの農家の皆さんからの思いがあり、今回の一般質問をさせていただきました。ちなみに、令和6年度産の主食米の概算金は、60kg、2万1,500円でした。

では次の質問に行きます。2番の買い物弱者支援のその後についてです。

前回の定例議会において、「買い物弱者支援に関して、農協とどのように関わっていくのか」という私の質問に対し、「近いうちに話し合いの場を設ける」との答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。その後、農協との話し合いは実際に行われましたでしょうか。もし行われたのであれば、その内容や進捗状況についてご説明をしていただきたいと思います。また、今後の連携の方向性についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石川交三君）荒川町長

○町長（荒川滋君）お答えいたします。

買い物が困難な方々の支援は、これまでにお話をしておりますが、私の公約の一つとして掲げさせていただいております。行政報告でもお伝えしたとおり、JAあきた湖東様が実施する移動販売車「とうこちゃん」については、伊藤議員からのご提案もあり、4月にJAあきた湖東様を訪問し、町との連携の可能性について協議しております。現在は、担当レベルでその具体的な連携方法を協議しているところであります。今後は、

その支援の方法や条件について話し合い、JAあきた湖東様と連携して事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君）伊藤議員

○3番（伊藤信子君）どうもありがとうございます。お客様も増えているようですので、前向きな考え、よろしくお願ひいたします。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。五城目町宣伝活動についてです。

五城目町には、朝市をはじめとする歴史的資源、豊かな自然、地域に根差した文化など多くの魅力があります。こうした資源を町内外に広く発信する取り組みは、移住促進や観光振興、地域経済の活性化につながる重要な要素です。

そこで、町の宣伝活動に関して、以下の点について質問いたします。

現在、五城目町が実施している町の魅力発信・宣伝活動にはどのようなものがあるか。

具体的に事業名と内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（石川交三君）荒川町長

○町長（荒川滋君）お答えいたします。

町に多くあるその資源に光を当てて、町全体の魅力を上げる地域ブランディングというのも、これも私の公約の一つであり、ぜひ進めたいという思いでおります。伊藤議員のおっしゃるとおり、町に点在する魅力や資源の発信は非常に重要なことであります。町では、広報ごじょうめの発行やホームページの公開、Xやフェイスブック、インスタなどのSNS、そして町を宣伝する動画の作成やユーチューブでの公開、首都圏での五城目ファンミーティングの開催、千代田区住民体育大会でのPRブースの出展、ふるさと納税の寄附を募集する際の返礼品の紹介、朝市の宣伝やキイチゴのPRなど、多くの広報業務を行っております。

以上です。

○議長（石川交三君）伊藤議員

○3番（伊藤信子君）2番目として、宣伝活動に対する令和7年度の予算額は幾らで、どのように活用されているか。また、その成果や反響についての評価方法はあるのでしょうか。

○議長（石川交三君）荒川町長

○町長（荒川滋君）お答えいたします。

令和7年度の広報公聴費の当初の予算額は925万円で、広報ごじょうめの発行や町のホームページの公開などに使われております。その成果につきましては、事務事業検証シートを活用し評価しています。また、監査委員によります決算審査や、議会の皆様によります決算特別委員会を通じて事業を評価していただいているところであります。

以上です。

○議長（石川交三君）伊藤議員

○3番（伊藤信子君）分かりました。

3番なんですかけれども、町長の答弁にこう重複になりますけれども、あえてまた質問して大丈夫でしょうか。

3番として、デジタルメディア（SNS・ユーチューブ・ホームページなど）を活用した情報発信について、現時点での取り組みと課題をどのように認識していますでしょうか。

○議長（石川交三君）荒川町長

○町長（荒川滋君）お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますけども、町ではXやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSによる発信、ユーチューブでの町を宣伝する動画の公開などを行っておりますが、課題としては、更なる視聴者やフォロワーの増加につなげていくということが挙げられると思います。今後はフォロワーの増加に努めるとともに、町公式LINEを開設し、防災情報などを発信していくツールを増やしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（石川交三君）伊藤議員

○3番（伊藤信子君）最後になりますけれども、何かしつこく質問してるように感じで申し訳ないんですけども、ほかの自治体では、地域おこし協力隊や民間団体と連携し、動画制作や移住プロモーションを強化している事例も見られます。本町においても、外部との連携を含めた広報の強化を検討する考えはあるのでしょうか、町長の見解を伺いたいと思います。また、今後、五城目町の知名度や魅力度をさらに高めていくために、町としてどのような広報戦略を描いているのか、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（石川交三君）荒川町長

○町長（荒川滋君）お答えいたします。

当町は、その多くの取り組みが新聞やテレビなどで取り上げる機会が多いと感じております。また、本当に素晴らしいなと思える町の紹介の動画もできておりますし、町政施行70周年を迎えて今年は、また新たな動画の作成を現在予定して進めているところであります。私自身も力を入れておりますが、町の多くの人々もSNSなどで町内外に五城目の魅力を発信してくださっております。今後も、五城目町の魅力やブランド力を向上させるため、民間の力と行政の力を結集して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（石川交三君）伊藤議員

○3番（伊藤信子君）ありがとうございました。

今回、五城目町の宣伝活動についてなぜ一般質問をしたかといいますと、最近、秋田空港に行きました。そこで総合案内横に観光案内コーナーがあります。湖東管内の他町村のパンフレットはありましたが、五城目町のパンフレットを探したところ見当たらず、少し残念に思い、この質問をさせていただきました。

では、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石川交三君）3番伊藤信子議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君）再開いたします。

次の一般質問でございますが、私でございますので、議長席を斎藤副議長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時00分 休憩

午後 1時01分 再開

○副議長（斎藤晋君）それでは再開いたします。

議長を交代いたしました。一般質問を続行いたします。

4番石川交三議員の発言を許します。石川議員

○4番（石川交三君） 調べましたらば、令和2年に一般質問をした記録がありました。

大変久々でございまして緊張しております。今回、議長でありながら的一般質問ということで、まあやむにやまれずといいますか、そういった思いでの質問でございます。

最初、落語のまくらのような話になっちゃうんですが、我々の年代のものにとっては憧れの大スターでありましたが、長嶋茂雄さんが亡くなられました。「もはや戦後ではない」という言葉もありましたけれども、高度経済成長期に伸び行く国を象徴する偉大なスターであったなというふうに思っております。読売の夕刊に詩人のサトウハチローさんの詩が載っておりまして、ちょっとご紹介いたしますが、「疲れきった時 どうしても筆が進まなくなった時 いらいらした時 すべてのものがいやになった時 ボクはいつでも 長嶋茂雄のことを思い浮かべる」というものでございます。長嶋さんがファンから好きな四字熟語を書いてくださいと求められまして、色紙に書いたのは「長嶋茂雄」という自分の名前だったそうでございます。ビートたけしさん、北野武に「名前だけで意味をなす不世出のスターだ。」と言わしめました。いつも前向きに前向きに多くの人々を励まし、勇気づけました。その姿というのはファンの脳裏にまさに永久に不滅であると思います。晩年病気にもなりましたけれども、病気にはなりましたが、病人ではなかったと私は思ってます。我が町も長嶋さんにあやかって、永久に不滅となるよう声を大にして言いたいところでございます。

私どもが議員になった当初というのは、諸先輩の議員から、とにかく地方自治法をしっかり勉強しようと、くどく言われたものであります。現在の地方自治法は、住民の福祉向上とくくられてうたわれておりますけれども、改正前の条文には、住民と滞在者の安全、健康、福祉、これを保持すると、こういうふうにございまして、この精神というのがいささかも変わっていないものと私は理解をしています。ですから、そうした立場にしっかりと立って質問したいと思っておりますので、時間内のお付き合いをよろしくお願いをいたします。

質問は大きくはたったの2つだけです。

昨日の椎名議員からの発言もありましたように、バトンを託されたような感じがしておりますから、まず大きな1番ですが、ひきこもり対策、これで「五城目方式」を構築しようではないかと。で、ひきこもり対策に本腰を入れようということで、まず最初に

町長のひきこもりに対しての認識、これを問うものです。

なぜこんなくどくその認識を問うのかといいますと、この認識を共有できなければ話は前に進まないからです。で、お名前を挙げませんが、まあ兵庫県の知事のように「認識が違う。」と、その一言で済ませられてしましますと、その先にはもう行けないということになります。

ひきこもりについてちょっと調べましたらば、内閣府の推計ですけれども、15歳から64歳までで、全国で推計ですが146万人を超えると言われております。大変大きな社会問題となって久しいんですけれども、では、ひきこもりの何が問題なのかといいますと、例を挙げますと、例えば交通事故だけがをしちゃった。で、機会損失、逸失利益とも言うんですけども、そういったけがをした場合、何か月か入院してしまったと。まあ体が健康でない状態に置かれて、不自由な状態に置かれる。で、治療費もかかっていってしまう。で、いわゆる損失が発生するわけです。加えまして、事故に遭わなければ普通に働いて収入を得ていたものが、これが失されてしまう。いわゆる、さっきも言いました機会損失、逸失利益であります。10年間というものをひきこもりを続けていたとしますと、この機会損失で10年間分の収入が減少することになります。で、2つ目には、就労の機会を失うんだというだけでなく、社会的に人と交わる、いわゆる社交の機会、これも失われてしまう。人間関係の広がりを欠いてしまうということから、恋愛、結婚につながる出会いの機会、これも少なくなってしまう。後でも触ますが、小・中・高校時代にひきこもりになった場合に、大学進学を諦めざるを得ないということもあるわけです。ひきこもりは、実に大きな社会問題であって、深刻な問題だと思いますが、町長はいかがお考えか。町としては一刻も放置できないものと考えますけれども、町長の認識もご同様かどうか、まずこれを最初に確認させてください。

○副議長（斎藤晋君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 4番石川交三議員にお答えいたします。

令和2年以来ということでありますけども、私たちが1期目を終えた2期目に突入した頃が、まあその頃であったということで、いつも石川交三さんの質問を素晴らしいなというふうに、お手本にしたいなというふうに思っておりました。今日は久しぶりに聞けて、また良かったと思います。

まずそのひきこもりに関する私の認識でありますけども、私の知人にもそれに該当するような例が何件かございます。非常にデリケートな問題でありますけども、石川議員

のおっしゃるとおり非常に重要な問題であるというふうな認識を持っております。

以上です。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） ありがとうございました。

次に伺うのは、実態を知ろうということでお尋ねをするものです。

このひきこもり問題、この大きさを確認することは、事態を改善に向けての第一歩になるだろうと。で、ひきこもりに対しまして、腫れ物に触るようなそういう思いであるとか、漠然とした不安を抱えているというだけであっては、問題の深刻さ、複雑さっていうのはなかなか分からぬと思います。全ては現場にあると、私は常々思っています。

ユーチューブの中で、ひきこもりをこう検索しますと、まあそれに引き寄せられているものが出てくるんですが、この前見ておりましたらば、ひきこもりのまま40年間を過ごしたという60代の方が、男性の方が出てらっしゃいまして、本人が言っておりましたが、10年、20年はあつという間だったと、こう言っておりました。それで、8050問題というのがございますが、親を頼って、年金を頼って暮らしてきたんすけれども、その両親が亡くなっちゃった。で、まあ両親が亡くなつて、はたと困ったわけです、その人は。で、よくいろんな事件がありまして報道されてますが、ひきこもりが立てこもる、そういう事件があつたりしますと、犯罪予備軍のような報道をされる時があります。私はこれは大きな間違いだと思ってます。で、ひきこもりになりやすい人の特徴というのをちょっと見ましたらば、大変まじめで、内向的で、感情を表に出さない、人目を気にする、自分でため込んでしまう、そんな傾向があるというふうにされております。そのひきこもりが長引いていきますと、今度は家庭内の会話がなくなつてしまつります。家族病理という言葉もあります。家族も一緒に病んでいます。で、ヨーロッパのほうちょっと調べましたらば、ヨーロッパではとにかく話し合いをすると。とにかく話し合いをする。で、なぜかといいますと、それは争わないためだという理由からです。で、ヨーロッパでは有史以来、いわゆる地続きで争いが絶えなかつたということから、話し合いをするということで戦争に発展しないようにしてます。歴史の教訓なんですよ。それが染みついている。で、夫婦でもとにかく話し合う。けんかでも何でも、とにかく話し合う。ところが日本人っていうのは、しゃべることで逆にもめたらどうしようかと考えてしまって、会話をしなくなつてしまう。夫婦げんかでも、もう口もきい

てやらないという、私も若い頃の経験から自覚してるんですけども、思い当たるところがありますが、口をきかなくなっちゃう。

そういう特徴があるんですが、5月20日付けの秋田魁に載っておりましたが、横手市の記事が掲載されておりました。で、横手市は、本年度、本格的なひきこもり対策にこれは乗り出したという報道であります。いろいろ取り組みをするということなんですが、昨年の2月と3月に横手が実施した実態調査を見ますと、仕事や学校に行かずに家族以外との交流がほとんどない、いわゆる15歳から64歳までのはは、少なくともですよ、少なくとも市内の500世帯にいたと言われています。500世帯。で、3人家族だとすれば1,500人が関係する大変な数値になろうかと思います。

我が町でもこれまで様々なケースに対応してきたというのは私も一部は承知をしていますけれども、我が町全体として実態調査をしたという記憶は私はありません。ひきこもり、不就労者、仕事していない、で、障害のある方など、こういった年代別、地域別に詳細な把握が必要ではないのかと。で、現実の実態を知らずして対策は取れないと考えますが、町長の明確な答弁を求めたいと思います。

○副議長（斎藤晋君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

石川交三議員のおっしゃるとおり、これまで町では実態調査はしておりませんが、現状について申し上げますと、対象者や対象者の家族と関わりのある方々からその情報・相談等を受け、その都度対応にあたっているのが現状であります。要介護者を支援する中で、実はその隣のお宅には不就労の子どもがいるといった事例や、近隣や民生委員・親戚の方々から、家の中から出てくる様子もない若者がいるはずだが、食べているのか、飲んでいるのか、どうやって生活しているか心配だといった相談が年々増加傾向にあると報告を受けておりますので、実態調査の実施は今後の課題と捉えております。

以上です。

○副議長（斎藤晋君）　石川議員

○4番（石川交三君）　ひきこもりを果敢に取り組みをして、結果的にゼロにしたという藤里町、大変有名になっているんですが、その実践例に学ぶべきではないかということでお尋ねをするんですが、藤里町の実践例ですが、実態調査から始まりまして、結果としてひきこもりをゼロにしたと、素晴らしいものです。テレビでも「新プロジェクトX」にも入りましたし、新聞、各種テレビ、マスコミ等に大きく報道して取り上げられて

ます。本も出ておりまして、ちょっと読ませていただきましたが、藤里町の社会福祉協議会の菊池まゆみさんという方、会長さんですが、今、講演依頼が殺到しているそうでございまして、超多忙だということのようあります。先日、全県の議長会あります、藤里町の議會議長とちょっと話す機会があったんですが、で、「おたくのほうの菊池さんっていう方、素晴らしいですね。」というふうに話したら、「町長の名前を知らないでも、菊池さんが有名でみんなが知ってる。」ということを話されておりました。我が町の社会福祉協議会でも、過去に藤里町で研修したとも聞いています。

では、具体的に今後どう対応するのか。問題はここで、どの部署で誰が取り組むんだと。で、どういった体制をつくっていくんだ。冒頭申し上げましたが、五城目町方式の構築、具体化、これを問いたいわけです。まあひきこもりの対応ですが、これは私は喫緊の課題だと思っておりまして、早ければ早いほどいいわけです。遅れれば遅れるほど、先ほど申し上げましたように、生涯の収入は減少を続けていきます。結婚などの人生の大変な機会、これも年を取ればハードルが高くなってしまいます。町長は、根底から強い町づくりを高らかにうたい上げられまして、我が町の底力を発揮しようとも訴えられておられます。まちづくりは人づくりだと思います。

藤里町でも社会福祉協議会の一職員だった菊池さん、この方の決意から事業がスタートをいたしました。で、我が町でも様々な現場に出向きて、悩んでいる当事者、家族の皆さんと向き合って、で、ご自身もどうしたら解決できるんだろうかと、苦悩している関係部署の皆さんいらっしゃると思います。こうした問題に関わりを持つ全て人の思いをこれ何とか結集できないものかと。地域を熟知している町内会会長さんたち、民生児童委員の皆さん、町の福祉部門の皆さん、包括支援センター、社会福祉協議会などなど、これが連携して、まさに総力を上げて英知を結集した対応、体制が取れないかどうか、この点をお伺いをいたします。

○副議長（斎藤晋君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

ひきこもりのこの問題は、高齢の親と不就労の子、いわゆる 8050 問題とも重なるなど、課題が複雑・多様化していると捉えております。今、石川議員がおっしゃったその藤里町の取り組み、私も素晴らしいなと思っておりまして、少しでも参考にしたいと思い、藤里町長と直接情報交換をしているところではあります。

今後、このような課題に対応できる組織体制づくりや人員の確保、加えて町の社会福

祉協議会とも協議・連携が必要と考えております。

昨日、椎名議員が取り上げました重層的支援体制整備事業との関わりも生じてまいります。特に社協との連携は重要であり、その連携の深化に向けて私が先頭に立ち、まずは組織づくりをしっかりと固めてまいりたいと思います。今定例会閉会後、社協の佐藤会長と加藤局長との面談を考えており、そこからスタートできればというふうに考えております。

以上です。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） ありがとうございました。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

で、ちょっと中身に入りますが、就労機会が非常に大事なんですが、じゃあ受け皿をどうするんだろうということで、まあ先の話になろうかと思いますが、ちょっと話させていただきます。

藤里町で、そのひきこもりの皆さんにそれぞれ訪問しまして、さあ一緒に外に出かけましょうと声をかけたんですが、どこへと言われたそうです。つまり受け皿がなかった。そこで、はたと気がついてといいますか、就労支援の場所として、手打ちそばであるとか、うどんをメインした食事処「こみっと」をつくられた。これも全部ちゃんと補助金引っ張ってつくり上げた。この「こみっと」ですが、五城目では「こみっと」というんですけど、「こみっとバンク」というものを立ち上げまして、これは登録制でシルバー人材センターの人材バンクのこれ、ひきこもり版であります。高齢者の生活支援であるとか農業支援、こういった困り事を広く解決するものであります。まあ想定される我が町の就労支援の場というのは、どういうものを考えておられるのか。

日々暮らす中で、まあ私どもは手助けがあればなど、よく感じことがあります。それは、町内の放置された空き地や空き家、周りの草刈り、クマ防止のための藪を見晴らしのいいものにする、田んぼの草刈り作業、いろんな農作業あるわけで、さらには苦情の絶えない冬場の除雪作業、幾ら人手があっても足りないと思います。働く場面がいっぱい想定できると思いますが、この点はいかがでしょうか。

○副議長（斎藤晋君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

受け皿ということでございますが、やっぱり様々な状況を抱えた方々がいる中で、そ

それぞれ個々の状況に適した就労支援が持続可能につながるものと考えております。石川交三議員のご提案も参考にさせていただきながら、ここ五城目町ではどのようなことが可能か、じっくりと考えて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） ひきこもりに関連するんですが、まあ思い切った質問になろうかと思いますが、役場職員も例外ではないと。で、早期退職であるとか病欠が見られます。まあ先ほど冒頭に申し上げましたように、我々の活動の指針である地方自治法、町の責務を住民福祉の向上を図るということをしているんです。で、役場はまさに役に立つ場でなければならないと、こう思います。ところが、その役に立つ場でなければならない役場の中で、肝心の役場が早期退職、長期の病欠、これが相次いでいる。これは一体どうしたことなんだと。それぞれケースごとに事情はあるとは思いますし、大変だなど感じていますが、ゆゆしき事態だと私は思ってます。どう捉えて、どんな対応をしていらっしゃるのか。これは澤田石副町長にお尋ねをいたします。

○副議長（斎藤晋君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 石川議員にお答え申し上げます。

本当に厳しいご質問、ご指摘であると捉えましてお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、役場組織としてどのように対応しているかということについてでございますが、石川議員のほうからもございましたとおり、基本的には個々に状況が異なるということを踏まえまして、ケース・バイ・ケースで対応しているのが実情でございます。

早期退職した方々につきましては、本当に役場として大きな痛手となっていると受け止めておりますし、本当に事前に察知できれば、との思いもあり、歯がゆさを感じています。この退職にあたっては、当然ながらその早期退職される方と総務課によるヒアリングなどの対応もさせていただいておりますし、私も本当になぜという気持ちで、その退職される方と数回直接お話し合いをさせていただきましたが、なかなかその実態を改善するには至らず、本当に申し訳なく思っております。この反省を踏まえながら、このような事態に対し、様々な兆候を見逃すことなく、早期の対応に心がけるようにしております。それと併せながら、働きやすい職場環境の改善にも努めているところであります。

そしてまた、現在療養中の職員もございます。この方々に関しましては、基本的にではございますが、本人の回復を最優先とした上で、その上で、わずかな時間でもよろしいし、どんな形でも構わないので、役場のほうに来ていただけないかというような対応をさせていただいております。そうした中において、今、DXの推進の中でリモートワークのことも選択肢の一つであると考えております。できる限り自助努力による回復もありますが、町としてもできるだけこのハードルを低くして、その職場復帰につなげたいというふうに考えております。

本当に町として、役場組織としては、それぞれそのケースごとに丁寧に対応しているつもりでございますけれども、少しでもその改善に向かえるよう、支援体制であったり、対応などを検討しながら、見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） 一昨年、またその前からの大雨大災害、大変な思いを皆さんしたんですが、あの時にですね、まさに不眠不休で、自らも被災した職員がいらっしゃいました。で、みんな必死に頑張っている、奮闘する職員の皆さん姿を見まして、私は、何ていいますか、公の仕事、これに従事するということの尊さ、これは本当に痛感したんです。そういう方ですね、ぜひ誇りを持ってほしいし、頑張ってほしいと本当に思っています。本当に涙が出る場面といいますか、いっぱいありました。

ただ最近ですね、議長会なんかで出張などで帰ってまいりますと、夜なんですが、役場の電気がみんなついてる。で、まだ頑張ってるのかと。で、たまたま私が遅い時だけではなくて、何か恒常にそうなってるような気がしました。で、働き方改革は一体どうなってるんだろうと心配になったところであります。総務課長、これについては役場内のことですので、ご答弁をお願いをします。

○副議長（斎藤晋君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 石川議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、時間外労働の上限規制や有給休暇の5日間の取得義務化など、令和とともにこの働き方改革というのは始まったわけでございますけども、当町について言えば、これまでその間ですね、コロナ禍があり、大雨災害があり、働き方改革というのはほとんどこう進んでいない状態で、逆に、先ほど石川議員のおっしゃられたとおり、この間、全職員がこれまで経験したことのない負荷を受けたと思っております。で、こ

うした負担の蓄積が、関係は、まあ因果関係は定かではございませんけれども、昨年度の退職者数の一因ともなったのではないかと想像しております。

今年度につきましては、DXの推進をはじめ、行革推進プログラムでお示ししました働き方の見直しを行うことで時間外勤務を減らすなど、少しでも働きやすい職場環境を整えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） ありがとうございました。ひきこもりは多様性がありまして、まあ単純ではないんですけども、まず町としてアクションを起こさなければ先には進まないんですが、役場内、いわば身内の抱える問題を解決できないでは、これは町民に向かって説得力がないと思います。大変難しい時代に入っているなと私どもも感じておりますけれども、ぜひ前に向かっていってほしいものだと念じているところです。

で、ちょっとひきこもり全般について町長にお尋ねするんですが、お尋ねといいますか、決意のほどとお聞きするのは、町長ご自身、このひきこもりの解決に向けて大号令をかけるべきだと私は思います。で、荒川町政、この後4年間あるわけですから、この4年間の中で解決に目途をつけるんだと、この明言をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○副議長（斎藤晋君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

その前に、その職員のことについてでありますけども、私自身も職員の方々との距離を詰めて、で、職場の現状を知り、相談しやすい環境づくりを進めることが必要だと思っておりますので、各課への朝礼にランダムに参加させてもらうことを今始めているところであります。

で、ひきこもり全体についてでありますけども、調査からまず始めることになりますが、にしても、ものすごいマンパワーが必要だと考えております。今、この役場の職員、町の職員の中でも、先ほどからあるように病欠の休職している方や退職者が相次いだりして非常に厳しいぎりぎりのところで過ごしているというところはありますので、その辺の問題をクリアして、あと社会福祉協議会のほうとも若干話をしているのですけども、なかなか社協さんのほうでもマンパワー不足というところは否めないところがあります。様々な課題を解決して、このひきこもり対策については一歩前進できるように進めてい

きたいということを石川議員のほうには伝えておきます。よろしくお願ひします。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） 一步前進、ぜひ頑張ってほしいと思います。ちなみに、藤里町の状況を見ましたらば、今、町長、マンパワーとおっしゃいましたが、別に何十人も寄つてたかってやったわけじやなくて、数名なんですよ。それで頑張ったと。で、引っ張つたと。で、ぜひ参考にしてください。

それで、まあ前向きに頑張る答弁いただきましたが、私は荒川町政4年間でこれは絶対実現してほしいと思います。藤里は5年でやったんですから。五城目が4年でできないわけがない。そのぐらいの気概で頑張ってほしいなと思います。

教育委員会にお尋ねをいたします。不登校の五月病発生はないかというふうに通告したんですが、教育長は3月定例会で、不登校児童生徒の対応につきましては、継続事業として、あおぞら相談員を小・中学校に1名ずつ配置をし、県派遣のスクールカウンセラーとともに不登校に悩む児童生徒の保護者の相談にあたるとしまして、県補助事業であります学校支援スタッフ配置事業、これに応募して複雑多様化する生徒指導上の問題解決に取り組むと、こういたしておりますが、我が町の小・中学校の実態と状況をお聞かせください。

○副議長（斎藤晋君） 畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君） 4番石川議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する全国調査によると、五城目小学校の不登校児童は5人、うち90日以上の欠席者が3人、五城目第一中学校の不登校生徒は5人、うち90日以上の欠席者が3人であり、不登校によるひきこもりは現在はゼロとなっております。

新年度スタート時点での4月・5月の出欠状況については、ゴールデンウィーク明け後、心配される生徒が数名おりますが、全体的には長期欠席者が減少しており、これまでの学校の取り組みにより改善傾向にあるというふうに思っております。

教育委員会としては、引き続き、魅力ある学校づくり、早期発見・早期対応できる校内体制の充実に努めるよう、校長会を通して指導してまいります。また、あおぞら相談員やスクールカウンセラーなどによる教育相談支援体制の充実を図ってまいります。

ご質問にありました県の事業については、なかなか人材確保が難しいということで、やむなく取り下げております。まあこの後またいろいろ県とも協議を重ねて、来年度ま

た事業の該当になるように努めていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） ありがとうございました。不登校の子どもについて、怠けとか弱さとか、それから親の甘やかしと捉えるのは私は間違いだと思ってます。子どもたちが学校とか世の中で傷ついているというのが原因だと、それは私は休めばいいと思います。休養が必要だと思います。

さて、関連して聞くんですが、要介護状態にある家族の介護のために取得できる、いわゆる介護休業がございます。で、昨日、一昨日ですか、国会の決算委員会でも話題になつてましたが、不登校やひきこもりの子どもに保護者が対応する場合、例えば仕事休まなくちゃいけないとかいろいろ出てくるわけです。これは介護休業の対象となるのではないかと、こう思います。で、これを確認したいということと、もう一つ加えまして、町内の事業者がいろいろいらっしゃいますけれども、介護休業法の対象となるとするならば、当然に事業者への周知徹底も求めたいと思いますが、いかがでしょうか。で、ちょっと調べましたらば、医師の診断書の提出っていうのは、これは「ねばならない」ではなくて、「できる規定」であったと思ってますから必須ではないと理解するが、この点はいかがでしょう。

○副議長（斎藤晋君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 石川議員にお答えします。

2つございますけれども、1つ目でございます。子どものケアに今の育児、そしてまた介護休業法が使えるかどうかというご質問でございましたけれども、この育児、それから介護休業法における判断基準というものがございますが、これが見直されまして、今お話しにあります子どもたちのひきこもりであったり、不登校についても、保護者のほうの休業等については対象になるものと考えております。しかし、全てのケースがこの法律に基づく支援などを受けるものではないというふうに考えてございますので、この見直し基準のいろいろな表がございます。これをしっかりと確認しながら対応していく必要があるものと考えております。

これが1つ目になりますが、あと2つ目でございます。周知の関係でございますけれども、今、国会の話もありましたが、今現在において、この制度につきましては、まだまだ社会全体には認知されていないというふうに捉えています。このことも踏まえなが

ら、町内の事業者との情報共有というのが先決じゃないのだろうかなと考えております。県など関係機関からいろいろな情報収集も含めて、この情報の周知に関しては調整が必要じゃないかなと考えております。事業者にあっては本当に働き手が不足している現状でございますし、そういったことも含めて、いま少しその周知対応については町のほうでも検討、そして調査をさせていただければと思います。

あともう一つ、診断書の提出でございますが、確かに法律の規定を見ますと、「しなければならない」とかそういう規定でございますが、この制度利用の条件としては、出さなければやならないということについては、制度利用上の条件には付す必要がないというふうに考えてございますが、これもまたいろいろな所見を見ますと、いろいろな意見がございますので、調整をさせていただければと思いますが、法律の規定から見ますと取る必要がないというふうに私は捉えますけれども、いま一度これも調査をさせていただきたいと思います。

以上となります。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） ありがとうございました。せっかくの制度活用お願いしたいと思いました。

大きな2つ目といいますか、最後の質問です。沖縄県にありますが、「平和の礎」というのがありますけれども、我が町出身者で、いわゆる未刻銘の方がいらっしゃるのではないかと。「平和の礎」は、沖縄の県営平和記念公園内に設置されています。当時の大田知事が決断をされて、敵味方も軍人軍属も民間人も関係なく、犠牲になった全ての人たち、これを刻銘をしている、石に刻んでいる石碑です。で、この礎（いしじ）っていうのは、「いしづえ」のこれは沖縄の方言が「いしじ」ということだようでございます。搖るぎない平和への思いを込めて名付けられたのですが、秋田魁が4月に連載しておりますが、「戦後八十年・戦争が見えない」と、ここで太平洋戦争末期の沖縄戦で犠牲となった本県出身者78名、これが未刻銘となっていると、可能性が高いという記事ありました。で、民間の、私も持ってるんですが、戦没者名簿がありまして、それをこう1ページ、1ページ見て付せん貼っていきましたら、我が町では11人、11人の方が沖縄戦で戦死をされております。我が町の沖縄戦での正確な犠牲者数は一体何人なんだろうと。で、全員が刻銘されているのか。これをまず確認したいと思います。

○副議長（斎藤晋君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

県を通じて確認したところ、現在、「平和の礎」に刻銘がある本町出身者は9名ありました。先ほど石川議員からお話がありました民間事業者発行の戦没者名簿に記載されている本町出身の沖縄戦での戦没者は、11名となっております。今後、その正確な事実確認が必要と考えているところであります。

「平和の礎」の刻銘対象者、刻銘名簿の整備などにつきましては、平成5年に定められた「平和の礎」に係る刻銘の基本方針によって定められておりますが、新たに刻銘対象となることが判明した場合は、追加の刻銘が可能となっております。この追加の刻銘につきましては、県が窓口となって対応していただいているとのことでした。

以上です。

○副議長（斎藤晋君） 石川議員

○4番（石川交三君） この「平和の礎」ですけれども、戦争の史実を伝えるだけではなくて、遺骨も戻らないそういった遺族の心のよりどころにもなっていると。で、この前、その民間の名簿から知り合いの方のおじいさんが亡くなってたものですから、お聞きをしました。そうしたら、おばあさんがその沖縄に旅行した時にその礎を見たら、おじいさんの名前が彫ってあったという方がいらっしゃいました。また、私が全部分かるわけではないので、じゃあ残りはどうするんだろうと思ってるんですが、なんでこれを取り上げたかといいますと、番組忘れたんですが、テレビの映像で、沖縄県から委託を受けた清掃会社がありまして、この石碑を掃除する。で、おばあさんがいらっしゃった。で、おばあさんがその石碑を一生懸命拭いて、号泣したんです。自分の身内の名前が彫ってあったんです、そこに。ですから、我が町では11人が沖縄戦で亡くなった。で、9人と今答弁がありました。じゃあ残り2人はどうなってんだろうと、当然思うわけです。で、戦友が1人はちゃんと名前が刻まれ、1人は刻まれていないと、こんな不平等な不公平な話はないと思いました。で、ぜひ刻銘するための努力っていうのは、これ自治体に求められると思います。

ところが肝心なのは県なわけです。肝心かなめの県が、遺族の申し出が前提だと、こういって具体的な対応には着手をしてない。問題はここなわけです。ところが広島県であるとか宮城県は、遺族に申請の連絡はしていないと。で、なぜかといいますと、名前だけの刻銘では遺族の権利を侵害するとはいえないということを県庁内で協議をして確認をしたというんです。で、戦後80年ですから、だんだん遺族が分からなくなってしま

まつたり、連絡が取れなくなったりということもあるわけです。そういう時は、各県が判断して沖縄県に申請すると。窓口は、さっき町長が言われたように県なわけですから、我が町として沖縄に申請することはできないわけです。あくまでも県に、じゃあ遺族の申請が前提だと言ってますけれども、その遺族が分からぬ、若しくは遺族自身が自分の親族が沖縄で死んだことを知らないとなれば、これは永久は刻銘はできなくなってしまうということになってしまいます。

で、山形県の舟形町の井上達磨さんという方、これ新聞載ってましたが、大叔父にあたる、その人の大叔父、満五郎さんという方。町の担当者から連絡が来るまで、自分の大叔父が沖縄で亡くなつたことは知らなかつたと。で、沖縄で戦死したよっていうことを突き止めた人がいて、これは秋田市出身で沖縄大学の地域研究員を務める沖本富貴子さんという方です。で、調査に行ったところで1枚の写真を見つけた。で、そこに14基の墓標があつたと。その中に満五郎さんの名前があつたといふんです。で、確認して、その一生懸命探したわけですね。で、舟形町の役場からこの井上さんっていう方に「ご親族の方でしょうか。」と連絡が入つて、で、じゃあ話を聞いて、ぜひお願ひしますということで追加刻銘されることになったわけです。それで、その井上さんですが、九州で暮らしている大叔父さんっていうのは船乗りだったそうで、船乗りおんつあんといふますか、おじさんだということで、食卓でもしばしば話題に上がってたそうです。で、南方の海で亡くなつたっていうことは聞いてたらしいんですが、それ以上は知らなかつたと。それを役場と県で協力して探し当ててくれた。だから、もう亡くなつた親族のことを分からぬ人、若しくは遺族がもう散らばつちやつて、という人が多くいらっしゃると思う。で、町として得られる情報、ぜひこれ県にどんどん上げていただいて、県を動かしてほしいんですよ。いかにも消極的なんですよ、秋田県は。その未刻銘の数が。ここも最下位。情けない話であります。

加えて尋ねますと、はらから、「同胞」と書いて「はらから」という言葉があります。さっきも言ったように、いわゆる同郷の者が、1人はちゃんと名前が刻まれて、1人は名前も刻まれてない。こんな不公平な情けない話はないわけですから、戸籍から追いかけていく、若しくは特別弔慰金支給やってるはずですから、そういうことから遺族を探す方法もあるのではないかと思いますので、ぜひお願ひをしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（斎藤晋君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）お答えいたします。

おっしゃるように、この県が窓口となって対応しているわけでありますけども、県のその姿勢は、ご遺族の方の希望、申請に基づくものとなっているところであります。

この「平和の礎」は、3つの基本理念があります。「戦没者の追悼と平和祈念」、2つ目「戦争体験の教訓の継承」、3つ目「安らぎと学びの場」ということであります。町といたしましても、この3つの基本理念、趣旨に賛同するものであります。追加刻銘が求められた場合には、県と深く連携しながら必要な対応を進めてまいります。

もっと積極的にという答弁を求めていると思いますが、今答えられるのはこういったところです。

以上です。

○副議長（斎藤晋君）石川議員

○4番（石川交三君）町としてはそういう答弁でしょう。問われるのは県の姿勢だわけです。皆さんがなかなか言いにくいとは思いますが、私は声を大にして、秋田県がもっともっと積極的にやるべきだということを言いたいと思っております。

まあ先ほどのひきこもりの対策もそうですが、町にはいろんな問題があって、困難事例がいっぱいあります。で、なかなか解決できないこともいっぱいある。で、まずアクションを起こさなければ、これは何にも進まないですから、やりやすいところはどんどんとやっていくんだけれども、なかなか難しい困難なものっていうのは先延ばしにすることであっては、これは町民の願いには応えられないと思いますので、私の大好きなアリスの谷村新司さん、亡くなってしまったんですが、彼の代表曲に「鼎」っていうのがあるんですけど、で、あれは「すべて」というのが語源だそうで、多くの星がまとまって輝く様子から命名されたものだそうでございます。鼎のように町民誰もが笑顔で生き生きと暮らせる町にしたいと、これはみんなが願っていることだろうと思います。

最後ですが、原口忠次郎という人がいます。原口忠次郎、神戸市長やった人なんですが、明石海峡の大橋、ご存じだと思いますが、これを建てるべく奮闘した人です。で、神戸市議会の当初予算に、4kmもある海峡に橋をかけるという調査費を計上した。そうしたら、誰もが耳を疑いまして、ある議員からは厳しい質問が出ました。「市長は白昼に夢でも見てるのか。」と、こう言われた。原口市長は答弁しました。「人生すべからく夢なくしては叶いません。」と、こう答弁したんです。で、明石海峡大橋は、彼の死

後、完成をいたしました。まあ夢を現実のものにするべく、町長はじめ当局の皆さんのが奮闘を願うものでございます。

今回の私の質問は、一歩でも町の発展に資するものとなりますれば大変幸いに存じます。ありがとうございます。

○副議長（斎藤晋君） 4番石川交三議員の一般質問は終了いたしました。

それでは、議長を交代いたします。暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

議長を交代いたしました。一般質問を続行いたします。

5番中村司議員の発言を許します。5番中村司議員

○5番（中村司君） 5番中村司です。

ただいま石川議員の一般質問、非常に我々新人として勉強になりました。本当にありがとうございました。石川議員みたいにはいかないと思いますが、本定例会一般質問1名の最後ということになりますので、一生懸命務めさせていただきます。どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い、大枠4項目について質問いたします。

大きい1番、町デジタル専門監採用についてということで、（1）町では専門監からの助言を受けながら、デジタル技術の活用により、行政事務の効率化や経費削減、住民サービスの向上などを図るとしています。本年3月定例会、椎名議員の質問に対し、3月末までに専門監から報告をいただくことになっており、後日お知らせするとの答弁が町長からありました。4月14日には専門監3名に増員され、当町の規模、人口7,739人、職員数130人内外の自治体としては、具体的にどのような効果が見込まれるのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 5番中村司議員にお答えいたします。

昨年10月から本町のDX推進のために任命しましたデジタル専門監については、職員との意見交換などを通して課題を把握し、国や他の自治体の動向を踏まえ、今後の町のデジタル活用についてご提案をいただいております。具体的には、各課の業務マニュ

アルを作成することや、デジタル化に対応した例規の見直し、そしてデジタル化を通じた住民サービスの向上、いわゆるフロントヤード改革などが挙げられます。

職員が業務を進めるにあたりまして、今申し上げたような効率化が達成され、リモートワークの導入や多岐にわたる研修機会の確保が可能となれば、町民に対し、これまで行き届かなかった点を含め新たなサービスの提供や、更なる利便性向上が図られるものと考えております。

町民の皆様がその恩恵を実感するにはもう少し時間がかかることがありますけども、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 先の定例会で、町ではデジタル化責任者である副町長や関係職員を対象とした勉強会を実施し、職員のデジタルスキルアップに努めることになりました。第7次行政改革推進プログラムには、「行かない役場」、「書かない窓口」ともありました。高齢化が進む当町において、利用者である町民への丁寧な説明と理解を得ることが必要だと思います。先ほどの町長の話では、それを進めていくと。実際、町民の中にはもちろん65歳以上、高齢化率が65歳以上なわけなので、携帯電話を持ってない方もいますし、今のデジタルに対応できないという、全くそれに縁がない町民もいらっしゃるわけなので、その辺のとこについて改めて町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

公共サービスのデジタル化は年々拡大しており、皆様も様々な手続きや公共施設の利用の際に実感していることと思われます。同時に、デジタル化を推進する上で、高齢者への対応は避けて通れない重要な課題だと捉えております。例えば、高齢者の中には、スマートフォン、「この使い方が分からない」、「必要性を感じない」、「操作が難しい」など、デジタル端末の利用に抵抗を感じる方が少なくないと聞きます。そうした方に対しデジタル化の推進を図るには、スマートフォンの操作方法に関する勉強会の開催など、こういったことをを行い、抵抗感を和らげる工夫が必要だと思っております。また、「書かない窓口」、「セルフ端末」を設置しても、もう一方で、有人、有人って有る人、人がいるっていうことで有人、あるいは操作補助者を配置する等、町民の選択肢を準備し、デジタル化で取り残される方が発生しないよう配慮して進めていくと考えております。

す。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 町長ありがとうございました。高齢者、デジタル対応できないような町民にもちろん配慮するというお話だったので安心いたしました。

私もＩＴリテラシーが低いほうの人間です。まあ66歳ですから。若い人はあんまり抵抗ないと思いますが、その上でちょっと今回のDXについて深堀りしながらお聞きさせていただきたいと思います。

総務省の「自治体のDX全体手順書」というのが、第4.0、これは令和7年3月28日付けに発表になってます。それでいきますと、ステップ0として「DXの認識共有・機運の醸成」、ステップ1として「全体方針の決定」とあります。ステップ2が「推進体制の整備」、そしてステップ3が「DXの取組の実行」というふうになってました。大きい見出しだけで、ちなみに、全国の市町村では800市区町村が、862団体、率で49.7%が、そのDXの認識共有の上で全体方針を決定してるのが49.7%ということが出てました。これは令和5年度末現在と。したがって、今、令和6年度終わって7年度に入ってるわけですから、この数字がどれくらい上がってるか分かりませんが、これ全国の市区町村のですね状況だということです。

それを受けまして、通告にはなかったんですが、デジタルに関連した追加質問ということでやらせていただきたいと思います。

総務課長のほうにちょっとお話してあるんですが、①デジタル専門監の立場、これは採用か外部人材としての委託か。また費用は。特別交付税の対象になるのか。一部か全額かということをひとつお願いいたします。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 中村議員にお答えいたします。

まずデジタル専門監の立場ということなんですかけれども、デジタル専門監3名の方につきましては、もともとの契約が富士通株式会社さんとの委託契約を締結しております。その上で富士通株式会社様から派遣いただいてるということになります。費用につきましては、令和6年度は、まず富士通株式会社さんじゃなくて富士通総研さんという名称がちょっと、7年度に入ってから統合したものですから名称が変わるわけですけども、令和6年度が富士通総研様と契約を結んでおりまして、1人派遣でありまして、期間が

半年間、約340万円の費用でございました。令和7年度は3人派遣で期間が1年間、約1,750万円になっております。そのうち70%が特別交付税で措置されることになります。

また、参考までにですけども、このデジタル専門監3名の方につきましては、国のデジタル人材派遣制度に登録されている3名でございます。

以上であります。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 70%が措置されてるということですね。分かりました。

2番目として、一応3月末で一応意見書、デジタル専門監のほうから提案書が来るということだったんですが、それに基づき、当町の実際取り組み事項を決定したか。これは先ほど町長が説明の中、重複することになると思うんですが、その辺はもう一回いいですか。すいません。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えいたします。

取り組み、意見書というお話でしたけども、令和7年の3月に提案書という形で提出いただいております。町長の答弁のほうにありましたとおり、業務マニュアルの作成とか、あるいは例規の見直し、フロントヤード改革とか、そういった提案を受けております。これらの提案につきまして、現在、取り組み事項として総務課内でまず取り組んでいるところでございます。また、各課からも、職員に依頼しましていろいろな意見をいただいているところでございます。仕様書につきましては、今現在まで発注には、それぞれの取り組み事項を発注する過程には至っておりませんので、作成はしておりません、現在は。

また、その発注にあたっては、デジタル専門監のアドバイスを受けながら、順次、これがいいということであれば、そちらの業務に対して発注していくことになろうかと思います。発注の形態につきましては、見積もり聴取による場合もありますし、プロポーザルという形で提案を受けて、その中でお決めすることもあるかと思います。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） ちょっと質問より先に進んだかもしれないすな。

まず、分かりました。一応、取り組み事項は決定したということでよろしいですよね。

で、仕様書はまだ作成依頼していないという理解でよろしいですか、総務課長。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えいたします。

ちょっとと言葉がちょっとまずかった、言葉遣いがよろしくなかったと思いますけれども、取り組み事項を今選定しているところ、何ていうかな、協議しての段階でございます。

○5番（中村司君） まだ決定していない、と。

○総務課長（東海林博文君） はい、そうです。いろいろ提案いただいた中で、それぞれの業務マニュアルの作成とか、あるいはA Iの会議録のツールを選定するとか、そういうことを今、協議事項としてあげてるんですけども、それを実際にどれを取り組んでいくかというのは、この後の何ていうかな、五月雨式になるのかもしれませんけども、この後決定していくことになります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 分かりました。DXの推進で、全体として、まあ10月1日からデジタル専門監が入り、3月には提案書が来ました。今現在どれに取り組んでいこうかということを考えている、検討しているということですね。

で、一応、まあ最終的にといいますか、今回DXの推進については、期間としてたぶん3年なのか5年なのか、いや2年で終わるというふうに考えるか。その辺の工程についてお考えがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えいたします。

以前、副町長のほうでもお話しあったかと思いますけども、DXについては一気に進めたいということでございますので、令和7年度、今年度中には方向性をしっかりと定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 工程について、令和7年度で方向性を決めるということは、取り組み事項を決めて、それに着手していくという理解でよろしいですか。ということは、最終的に全てが終わるのは、やっぱり2年で終わるとか3年で終わると、そういう計画が

あるんじゃないですか。その辺の考え方、1年で終わるということなのか。方向性をつけるということは、このことと、例えばマニュアル作りやりますよと、まあ電子決裁やりますよとか、こういうことを決めるという、方向性っていうことは、今年でその方向性を決めて実際は着手、着手するっていうことは、業者さんに発注して、実際の仕様書作って、ソフト作って入れる。で、それに職員が慣れて、実際やっていく、それで何年間かかるというふうに普通は思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えいたします。

今、どのシステムをどういった形のものを取り組んでいくかということを盛んに検討しているところでございます。で、こういうものを具体化していくというものが決まれば、7年度中にも着手したいと考えております。で、そこで決めきれないものについては、その後また順次、7年度中の検討を踏まえて順次何ていうかな、実現していくことになろうかと思います。ですが、このデジタル専門監と協議する期間というのは、現状のところ、現在のところ7年度中でまず完了したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） すいません、くどくちょっと聞いたりして。

なぜこれを聞くかというと、最終的に取り組み事項が決まって、当然初期費用かかりますよね。で、終わるまでに、まあ例えばこの事項、例えばABCをやりますといった場合に、当然それに伴う何ていいますか、発注して費用がかかるわけです。で、当然ながらそれをやっていくとランニングコストもかかってくることになります。したがって、その辺のところが分からないと、その全体では長期的に見た場合にどれくらいかかるんだよっていうことも出てこないので、この辺、私ちょっと今言ったところでした。まあある程度その辺がちょっと、今年度中にはデジタル専門監1年やった上で取り組み事項を決定、アドバイスをいただくということで理解でよろしいですね。

それを受けまして、ただ今までDX、デジタル化でできからしばらくなるわけですから、同業他社、まあNTTデータでも富士通以外の他社からの提案営業、こういったのは今まであったかということをお聞きします。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えいたします。

個別の業務につきまして、例えば業務マニュアルの作成とかA I会議録の作成ツールとか、そういったものに対する営業はございましたけれども、富士通、そういう具体的な個別の業務については当然営業がございましたけども、それ、富士通様との関係につきましては、それを導入するかしないかというところをアドバイスいただく、いわゆるコンサルみたいな役割を果たしているところでございますので、そこについては、富士通様以外のところとは検討して、ああ、富士通様と契約してるのでございますので、そこについてのほかの他社との比較というのはございません。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 今の答弁ですと、富士通さんとはあくまでもコンサルとして今年1年やってるという理解でよろしいですね。ということは、それを受け最終的には取り扱い項目が決まり、やるといった場合に、何ていいますか、最初から富士通さんと契約する、富士通さんに発注する、委託するという決定ではないということで理解してよろしいですか、現時点です。今、富士通さんがコンサルしてますよね。でも最終的にABCをやることにしたとして、したとして、それを発注するのは別の業者であることもあり得るということですか。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えいたします。

中村議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 本当にくどくてすいませんでした。結局やっぱり町の大事な財源を使うわけですし、よりいいやっぱり仕事をしていただきたいといいますか、そこに競争原理が働かないと、富士通さんが今コンサルやってます。で、自動的に富士通さんに仕事が行きますだと、そこにはやっぱり競争原理がないので、金額としては適切な金額で発注できるのかなということがあったので、今これをお聞きしました。

あともう一点、この件に関して、民間企業の場合、DX推進により事務の効率化、生産性向上、他社との差別化などにより、先行者利益が享受する可能性があります。しかし、当町規模の自治体の場合、様々なリスクの軽減を図るべく、同規模自治体の実施状況や成功・失敗事例などを参考として、後から取り組む選択はなかったのかということです。先ほど申し上げましたように、5年度で約4.9%ですか、の取り組みしての状況

の中で、まあ6年度でどれくらい進んだか分かりませんが、その辺のところについて一応当局の考え方を、今、今回に至ってる状況、考えを伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えいたします。

セキュリティ対策とかアナログ規制改革、あるいは例規の見直しのほか、国が今示しております400業務の標準化や2,000に及ぶ手続きなど、自治体の規模にかかわらず進めいかなくてはならないことがございますので、そういうものを後発的に時間を延ばすことであけるメリットというのはなくてですね、むしろ適正かつ正確に行政事務を行う上では早期に取り組むことが、いわゆる必要性があるというふうに考えております。また、特別交付税の措置も今現状では令和7年度までということになりますので、そういう財政的な部分も今やるべき理由の一つというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 東海林課長、いろいろ難儀をかけました。ありがとうございます。

だいぶ理解できました。ありがとうございます。

それでは、大きい2番に進んでいきたいと思います。地域外人材及び民間活力の活用をということで、（1）昨年、JICAと「海外協力隊派遣前に関する連携協定」を締結し、地域おこし協力隊インターン4名を受け入れました。今年度もインターン8名の委託料として1,094万円を予算計上しています。これは委託先はどこなのか。委託決定理由は何なのか。また、町が考える本事業の目的と効果について伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

地域おこし協力隊のインターン設置業務の委託先は、一般社団法人ドチャベンジャーズです。契約額は549万3,750円となっております。業務内容は、海外協力隊実習生の研修受け入れに必要な費用の支払いと、受け入れ支援です。で、委託先の決定理由でありますけども、この一般社団法人ドチャベンジャーズなどがご縁となりJICAとの連携が始まったこと、JICA側から現地受け入れ団体として、このドチャベンジャーズが指名されてるというか選ばれているか、そういうことが理由であります。

事業の目的でありますが、まずはこの事業がスタートした理由を説明いたします。

青年海外協力隊は、日本政府が行う政府開発援助の一環として、外務省所管の独立国

際協力機構 JICA が実施する海外ボランティア派遣制度であります。海外協力隊は、日本全国各地で地域研修を受けてから海外に派遣されておりますが、JICA と BABAME BASE の入居者であります国際教養大学准教授の工藤尚悟先生がご縁で、令和 5 年に五城目町が研修地として選ばれることになったという経緯があります。当初から BABAME BASE を管理する一般社団法人ドチャベンジャーズが研修の受け入れを行いましたが、研修内容や町の人々の受け入れ態勢が全国と比較して素晴らしいと、JICA 理事長や JICA 内部から高い評価を得たことから、更なる連携を深めるために、昨年 10 月に町は連携協定を締結しまして、全国初となる総務省の協力隊インターナショナル制度を活用して受け入れを行っているというふうになっております。

連携の目的といたしまして、国際協力の推進と町の振興、多文化共生社会の実現、移住や関係人口の増加としておりますが、町が特に重要視しているのは移住の促進であります。海外協力隊員は 3 年間の派遣期間終了後に帰国するわけでありますけども、帰国した隊員は地域での仕事や活動を望む方が多く、地域への移住を望まれる方が多いと JICA 側から聞いております。このことから、優秀な海外協力隊の隊員の方々が派遣後に五城目町と関係を続けてくれることや、移住してくれることを期待し、3か月の研修受け入れによりましてそのご縁を深めるとともに、毎月の五城目町の広報紙にも掲載しております、そのことを通じて関係づくりに取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 大変理解いたしました。ありがとうございます。

それでは（2）番、本年 4 月、町集落支援員に有限会社ジュディから 4 名、浅見内活性化委員会から 9 名が任命、着任とあった。任務は、集落の生活の機能の維持や地域活性化などを図るため、集落点検や住民の交流促進、買い物支援などに取り組むとあります。今年度、委託料として 625 万円を計上しています。有限会社ジュディと浅見内活性化委員会を任命した理由、また、その具体的な活動内容と町の期待する効果を伺います。

これについては、昨日の石川議員と重複するところがあると思うんですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

有限会社ジュディの4名を集落支援として委嘱し、五城目町全域を対象に、地域の状況の調査を通じて、地域の方々とつながりながら、医療や福祉、行政への橋渡しなどを行うコミュニティナースの活動を行っていただいております。この活動は、令和5年7月の大河災害を受けて、椎名議員よりご提案のあったコミュニティナース活動を昨年度、令和6年度から実施したものであります。支援員を委嘱した理由であります。有限会社ジュディを運営する八嶋さんをコミュニティナースに推薦するお声をいただいたこと、また、コミュニティナース活動に対する八嶋さんご本人の熱意が高いこと、また、必要性を、そのコミュニティナース活動の必要性を十分理解していること、そして何より知識と行動力を持つ若者が、人生の目標として五城目町のコミュニティナース活動に挑戦してくださっていることを評価してお願いしています。

次に、浅見内活性化委員会であります。みせっこ浅見内をこれまで9年間継続していただきましたが、商品の仕入れ先でありますダイサンスーパーが廃業したことでの事業の継続が困難になったことや、関係する方々の高齢化によりまして、これまでどおり事業を進めることができ難しくなってきたとのご相談をいただいておりました。ただ、コミュニティ活動を通じて居場所づくりは継続したいという意思がありまして、委員の皆さんと協議した結果、まずは1年間、事業に挑戦してみようということで、集落支援員として活動していただくこととなりました。

いずれの活動も、人口減少や高齢化が進む中で、誰もが生きがいを持って暮らすことができるようお手伝いをしていく取り組みであります。私が目指す幸福度アップ、これにもつながる重要な取り組みだと期待しております。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 昨日の石川議員の質問の中で、戸別訪問においては、面談率がやや、50%前後ということで低いようなという意見もありましたし、町のほうとしても不在宅への対応が今後の課題かというようなことのお話がありました。そのとおりだと思います。

私、集落支援員について理解を深めるために両団体を訪問。各代表者から活動状況や課題などを伺いました。で、集落支援員の実際業務は幅が広く、多岐にわたります。これは集落支援員の仕事だ、うちのほうではコミュニティナースというようなことで依頼したんでしょうけども、まあ町で考える部分と若干の違いはあったかもしれません。

決して間違った形じゃないと思います。で、有限会社ジュディは、町が考えていたコミュニティナース活動だけにとどまらず、住民主体の活動をサポートする場所として、また支援員の活動拠点として「貸し棚おうみや」を自主財源で設置するなど、活動の幅を広げております。住民同士のつながりを大切にした活動も、集落支援員としてのありようかなと私は感じてきました。

地域おこし協力隊インターンや集落支援員については、委託業務内容と委託料の妥当性、委託先の決定プロセスが明確でないなどの課題があり、今後、まあ常任委員会等において詳細な説明を我々から求めていかなければいけないものというふうに思っております。

昨日、椎名議員の質問項目1の中で、一人暮らしの高齢者の見守り、生活の様子や健康状態の把握がなされているか、いたか、の問い合わせに対して、地域包括センターでは、75歳以上の方で医療、介護、介護保険未利用者70回の、700回か、すいません、700回の日常的な見守りの実施を考えているとの町長の答弁がありました。ここで75歳以上の方で医療、介護保険未利用者とは、健康福祉課長、担当課長としてどのような方だと思われますか。

○議長（石川交三君）　館岡健康福祉課長

○健康福祉課長（館岡裕美君）　中村議員の質問にお答えいたします。

75歳以上の方で医療機関未利用の方、単純に考えれば健康状態が良好であって医療機関を受診する必要がない方なのではないのかなと、単純に考えればそういうふうに受け止めます。また、介護申請をしている方で、サービスを受けるために申請をするわけなんですけども、中には状態が改善されてサービスの利用が必要でなくなった方も中にはいらっしゃるっていうのも、まあ数は少ないですけども、そういう方もいらっしゃいました。

ただ、現場の声として、介護サービス利用については、利用控えが最近増加傾向にあるという声も聞いております。経済的な理由もあって利用を控えているのではないかという担当からの声もありましたので、ちょっとその辺はちょっと問題だなとは受け止めております。もしかすると、医療機関の受診控えというのも、前はコロナ禍の時はコロナの影響で受診控えっていうのもあったんですけども、それだけではない何かの理由で受診を控えているという可能性もなきにしもあらずというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） 突然の質問、答弁ありがとうございました、担当課長。

75歳以上の方で医療、介護保険未利用者っていうのは、という今質問だったんですが、大概75歳の場合はどうか体具合悪くて病院にかかったりしてますよね、一般的には。一般的ですよ、もちろん75歳までも健康な方ももちろんいますが。75歳以上で健康な方もいるでしょうが、病院に行く費用、交通費、医療費、薬代、また介護費用については自己負担分があり、その金額負担を案じて病院にも行かない、介護認定申請もしない方がいる。じゃあ、生活困窮者であれば生活保護を受ければいいじゃないかと思われる方もおるかもしれません、五城目はいろんな、もちろん古い町でいろんな考えの方もおられます。お上の助けを受けることを恥と考えたり、子どもや親戚に迷惑かけたくないとの理由から我慢しているケースもあるということでした。中には、固定電話、テレビ、洗濯機、掃除機の使い方すら分からない方もいるというふうにお聞きしております。私はその話を伺ったら、胸がきゅっと締め付けられる思いがいたしました。同時に、本当に支援を必要とする人を早期に見つけ、必要とする支援につなげることこそ、行政の責務と私は考えました。

そこで提案にはなるんですが、これは先ほど石川議員のひきこもりのことにも関係してくることになるんですが、現在の集落支援員2団体とは別に、地域包括センターへつなぐ、または包括センターとの連携や包括のサポートを専任業務とする集落支援員を新たに任命することを私は提言いたしたいと思います。その際には、業務内容や委託料、報酬、経費、時間を明示し、ちゃんと公募するということです。椎名議員が以前から、昨日の質問でもおっしゃってました、また、石川議員が先ほどひきこもりのことも話してましたが、それこそ重層的支援体制の整備事業へも取り組みにつながっていくことだと思います。

先ほど示したような方、それこそ心を通わせて相談を受けて、必要とする支援につなげる。そんな一定のスキルを持った町民をぜひ探し出して任命していただきたいと思います。これは先ほど石川議員がおっしゃったひきこもりについても、ただ人数を揃えればできるというようなものではないと思います。スキルが重要だと思います。町長、その辺を検討していただけませんか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

今現在の有限会社ジュディと浅見内活性化委員会のほかに、その集落支援員ということでありますけども、私の頭の中で、例えば各地区公民館単位で、その集落、その地域に精通した方を一人ずつ配置などということもあり得ると思います。これからそうなると町内会や民生委員の方などとのすみ分け等、いろいろ調整も必要になってくると思いますので、もう少し時間をいただいて、ちょっと調整してみたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） この提案っていいですか、結局先ほど言いましたが、たぶんこれひきこもりも同じだと思うんですが、誰が行っても解決できるっていうわけじゃなくて、やっぱり行った方を信頼してとか、その方との心のつながりができて初めて心を開いてくれるとか、やっぱりこれはなかなかうちの恥だなという部分で見せたくないということも当然あると思います。したがって、単純に各公民館一つずつ人をつければ済むという私はことではないというふうに理解してますので、もう一度その辺考慮していただければと思います。

それでは（3）番に行きます。専門的な知識や経験、人脈などを活用し、プロジェクトマネジメントするブリッジ人材を重要プロジェクトの責任者として市町村が任用する「地域プロジェクトマネージャー制度」、令和6年度は10市町村、114名が従事しているところです、があります。秋田県にかほ市では、市内唯一の高校の魅力化を図り、地域と連携した特色ある学校として存続させるため「仁賀保高校魅力化プロジェクト」を立上げ、現在活動中とのことでした。

地域おこし協力隊、プロジェクトマネージャーについては、3大都市圏をはじめとする都市地域から住民票を異動した者と「対象者」の制限はありますが、集落支援員には制限がありません。いずれも特別交付税の措置があり、実質財政上の負担がないことになります。人脈を生かした企業版ふるさと納税推進、企業誘致活動、特産品開発と地域おこしなどが考えられると思います。

3月定例会でも、椎名議員から、職員不足、人材不足を補うためにも、民間の知恵や力、外部人材を活用すべきとの提言がありました。荒川町長就任3か月が経過し、府内の強み、弱みを大分把握できたことだと思います。当町の課題解決に向け、地域外人材、民間活力活用の考え方改めて伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

町の課題は、町民の皆様と行政の力を結集させて解決していきたいと考えておりますが、地域外人材や民間活力の活用も同時に進めていかなければならないと思っております。

先ほどからお話してますが、有限会社ジュディと浅見内活性化委員会の皆様に、まず今ご協力をいただいております。町のデジタル化の推進につきましては、先ほど来お話が出ております橋本デジタル専門監を登用しておりますし、6月2日からは、朝市の活性化を図るための朝市活性化支援員として野田の加藤さんを委嘱しています。五城目高校の存続への支援につきましては、昨日も松浦議員の答弁で答えておりますけども、五城目高校の太田教頭がこれまで仁賀保高校のその復活へのプロジェクトに関わっていたことありますので、太田教頭の意見も十分参考にしながら、外部人材の活用について話し合いを進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、PPPやPFI、民間パワーを取り入れることは重要だと考えておりまして、外部人材などの更なる登用を検討してまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） ありがとうございました。

それでは大きい3番、街路樹の在り方についてということです。

本年度予算で街路維持補修事業1,163万円、うち公共樹木管理委託料445万5,000円、街路樹根上がり対応工事499万4,000円を計上しています。厳しい当町財政にとって少ない金額ではありません。本工事については前年度も実施しており、けやきの樹木、けやきの特性から、今後も街路維持管理には多額の費用を要することになります。沿線住民の一部からは、伐採を求める声があることも事実。根上がりによる段差で通学児童が転倒、けがをしている事案もあったと聞いています。街路樹の在り方について町長の考えを聞くということでしたが、本定例会の町政報告において、町長のほうから、街路樹の管理計画の策定について述べられておりました。理解はいたしました。しかし、町長個人としての意見が見解あれば伺いたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

私個人の考えでありますけども、これまで先人が植え付けた、このけやきの並木、今恐らく中村議員は中央線とか小学校の前の雀館の通りのあたりをイメージしてると思いますけども、私もその地域をイメージして、そこの街路樹は私は残すべきだという考えを持っております。ただ、そこから外れた地域、例えば岩野から馬川に通じる道路、あそこにも街路樹があるんですけども、ああいったところは後ろに山を背負っているところでありますし、景観上そんなに意味がないような気もしています。ですので、そういうところは、その街路樹のこれから伐採なり、間引くなりを大幅に進めていくものとして、ただ町の中心部は、これは井川町にも八郎潟町にもないこの風情でありますので、私の考えとしては、適正な管理をして、根上がり対策、その歩道もかなり傷んでいるところありますので、そういう対策をしながら残すべきだというのが私の考え方であります。

以上です。

○議長（石川交三君） 中村議員

○5番（中村司君） ありがとうございました。この質問をしたからって、私も切ればいいという考えだということではないということだけご承知おきください。私も、春には新緑、秋には紅葉、目を楽しませていただいてますし、そういう声も多く聞きます。しかし、金がかかるというのも実際の話なので、これはやっぱりきちっと捉えていかなければいけないというふうに思ったのでお聞きしました。

それでは大きい4番、五城館の改修計画について伺います。

3月定例会、町長施政説明において、五城館多目的ホール及び厨房部分の改修についての調査結果の報告がありました。同館多目的ホールに4,600万円、厨房については3,200万円の概算設計額、工期は6か月程を要することが判明したとの報告でした。

現在、五城館は指定管理者として株式会社あつたか五城目が管理、指定期間は令和9年3月31日までとなっています。本年度は指定管理料2,064万円が計上されています。また、令和5年度には、コロナ禍や大規模水害発生を主因とした業績悪化、資金繰り改善支援として、同社長期借入金返済分として町から1,730万円の支援を行っております。

五城目町総合交流センター五城館は五城目町の顔であり、また、今となっては大きな会議・懇親会ができる唯一の公共施設である。しかし、人口減少が進む当町において、

その役割、位置付け、費用対効果など総合的に勘案し、慎重に判断すべきと考えますが、本件に対する町長の考えを伺います。

○議長（石川交三君）　荒川町長

○町長（荒川滋君）　お答えいたします。

五城館の多目的ホール及び厨房部分の拡張・改修の調査結果については、今年3月の定例会でその概算設計額をお示しましたところですが、現時点ではまだいつから取りかかるとか、そういった具体的な改修計画まで至っていない状況であります。

今後の計画につきましては、様々な効果や課題を見極め、指定管理期間の満了や次期指定管理者の選定、そして改修期間などを考慮し、令和8年度の上半期、上期までには判断してまいりたいと思っております。

私の考えといたしましては、あそこは総合交流センター五城館という町の顔とも言える施設だと思っております。先週、秋田市長はじめ、男鹿市長、潟上市長、この辺の南秋田郡の首長が五城館に集まって会議をした時にも、このような建物は素晴らしいなど、ちょっとどこにもないよというお褒めの言葉をいただいておりますし、やっぱり町の顔である五城館の魅力を向上していくことは必要であるというのが私の思いであります。

以上です。

○議長（石川交三君）　中村議員

○5番（中村司君）　私も、町長がおっしゃったとおり、五城館についてはもちろん必要なものと認識しております。がしかし、先ほどのような課題もあるわけですし、もともと五城館というのは、1995年、当時のJAの米倉庫を一部改修し、まあ増築した建物であります。開業当時、1階レストラン奥には居酒屋があり、夏には屋外でビアガーデンも行っていました。しかし、開業当初から厨房が手狭で、多目的ホールで宴会があつた際には居酒屋を配膳スペースとして利用するなど、急場な対応を余儀なくされました。加えて、従業員の動線など、生産性、効率性を考慮した設計ではないとの指摘がされていました。公共施設だからしょうがないべというようなことではないと思います。私は明らかに、当初事業計画に問題があったものと認識しております。

開業30年、どれくらいの公費が拠出されたのでしょうか。想像してみてください。だから別に今回の改修についても決して否定するものではないんですが、きっちとした見据えた上で増改築やらないと、その場しのぎでやったとしても後にはこういう結果が同じようなことが起きる可能性もあるということです。そのところをひとつ当局に自

分事として捉えて、適正な計画立案をお願いし、私の一般質問を終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。

○議長（石川交三君） 5番中村司議員の一般質問は終了いたしました。

この後、議案の審議に入りますが、その前に暫時休憩をいたします。再開は3時15分といたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第34号、工事請負契約の締結について、令和7年度高機能消防指令センター情報系更新機能強化工事を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴り3ページをお開きください。

議案第34号、工事請負契約の締結について、令和7年度高機能消防指令センター情報系更新機能強化工事、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年度高機能消防指令センター情報系更新機能強化工事が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による予定価格5,000万円以上の工事請負契約に該当するため、工事請負契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものであります。

主な工事内容でございますけれども、消防本部が運用する高機能消防指令センターの情報系部分の更新、それと消防本部及び消防救急車両に出動車両運用管理装置の設置などを実施するものであります。

契約の方法は随意契約、契約の金額は9,866万5,600円、完成年月日は令和8年2月20日、契約の相手方でございますけれども、株式会社ハムシステム庄内 秋田営業所 所長 鈴木由美子氏であります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。12番石井議員

○12番（石井光雅君） ちょっと伺いますけれども、この随意契約の理由は何なのかな

と。それから予定価格は幾らであったのか。その予定価格と契約金額の差は幾らなのか。
ちょっとお知らせください。

○議長（石川交三君） 答弁者は。佐々木消防長

○消防長（佐々木貴仁君） 石井議員にお答えいたします。

まず本工事でありますけれども、機器の使用だけでなくですね、システム全体、また機器全ての性能や機能を熟知していることが必要でございますので、当該システムを整備した業者でしか確実に履行することができないというふうに判断しましたため、随意契約により行うことを見込んでおります。

それから2つ目のご質問ですけれども、4月に入りましてから見積もりの聴取をしています。設計書と、あと仕様書に基づきまして見積もりを聴取しまして、それに基づきまして4月の15日に仮契約をしたものでございます。金額ですけども、契約金額は9,866万5,600円となっております。

以上であります。

○議長（石川交三君） 12番石井議員

○12番（石井光雅君） 町でやっぱりこれ契約するために予定価格作るでしょう。予定価格に対して、この業者はこの金額入れると。そこ予定価格は幾らなのかということだ。で、その差額、何パーセントくらい落として、この落札っていうか随意契約したのかと、そこ聞きたい。

○議長（石川交三君） 佐々木消防長

○消防長（佐々木貴仁君） お答えします。

本工事でありますけれども、見積もり聴取による随意契約というふうにしておりますので、予定価格というのは設定してございません。

以上です。

○議長（石川交三君） 12番石井議員

○12番（石井光雅君） 副町長さ伺うども、予定価格必要ないのかな。ただ相手から見積もりもらって一番安い人と契約。相見積もりだべども、最初からこの業者がやろうやろうということで決めたためから、相見積だと思うども、一応町としてはやっぱり予定価格作らねばその基準がないことになるのでは。ちょっと予定価格ないっていうのはちょっとおかしいな。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 今、予定価格の話になりましたけども、予定価格があつて入札、まあ随契であつてもそういうことになると思いますが、たぶん予定価格に関しては、今回当初予算に計上した予算額とたぶん一致するものであるとは思っておりますけれども、その予定価格の関係については、いま一度担当する消防本部のほうからちょっと確認が必要だと思いますので、少しお時間をいただければと思います。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第34号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第35号、五城目町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの4ページをお願いいたします。

議案第35号、五城目町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正によりまして、新型コロナウィルス感染症に係る傷病手当金の支給規定が削除されたことによりまして、当該条例の一部を改正するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。

改正内容でございますけども、削除されました傷病手当金の支給規定に対応するということで、条例第2条中第8号を削除しまして、第9号を第8号とするものであります。

施行期日は、公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第35号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの6ページをお願いいたします。

議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険の安定的な財政運営を確保するとともに、保険税率の引き下げにより加入者の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正するものであります。

次の7ページ・8ページをお願いいたします。

改正内容についてでございますが、今後の国保財政運営状況の見通しを踏まえ、県が示す市町村標準税率を基に保険税率を引き下げるものでございます。

改正文の中にありますとおり、第4条から第6条の2まで3条ございますけども、それが「医療分」に係る改正でございます。続いて、その第7条から第8条の3まででございますが、これが「後期支援分」の改正部分となります。それと第9条から第10条の3までが「介護分」の改正となっております。

続いて軽減関係についてでございますが、第24条第1項第1号につきましては、7割軽減の減額金額に関する改正でございまして、同項第2号については、同じく5割軽減の関係、それから同項第3号の関係については、2割軽減の改定となります。第24条第2項第1号は、未就学児に係る減額金額の改正となってございます。

この改定税率につきましては、令和7年度分の課税から適用するものであります。

なお、この改正の関係での具体的な税額を試算してございますので、ご説明をさせていただきたいと思います。

この被保険者1人当たりの平均税額についてでございますが、令和7年度の課税所得額を用いて年税額を試算しました。で、今の税率、改正前の税率、現行税率を適用した

場合でございますが、1人平均なりますが12万2,066円となり、改定税率を適用した場合については9万8,436円となりまして、この改定後が現行より、まあ差し引きなりますが2万3,630円減額となり、率にしますと約20%の減となるものでございます。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第36号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第37号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの9ページをお願いいたします。

議案第37号、町道の路線認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、県道秋田八郎潟線町村地内の旧県道部分の移管された一部を認定しておりますけれども、全部を認定するため路線延長及び終点位置の変更認定を行うため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定内容でございますけれども、現認定延長の785.8mに120mを加えて905.8mとし、終点の位置を「五城目町馬場目字町村地先」から「五城目町馬場目字蓬内地先」とするものであります。

なお、路線の位置などにつきましては、次の10ページに掲載しております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第37号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第38号、専決処分（第3号）の承認を求めるについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り11ページをお願いいたします。

議案第38号、専決処分（第3号）の承認を求めるについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年4月1日から施行されたことに伴いまして、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分をしたものであり、報告し承認を求めるものでございます。

13ページから18ページにその改正文が載ってございますけれども、主な改正内容についてご説明申し上げます。

1つ目でございますが、個人住民税につきまして、大学生年代の子などに関する特別控除の創設によりまして、控除対象となる大学生年代の子などの所得要件を拡大しております。2つ目になりますが、軽自動車税の二輪車の車両区分についての見直し、あと3つ目なります。たばこ税の加熱式たばこの課税方式についての見直しなどを専決処分により改正したものです。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第38号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第39号、専決処分（第4号）の承認を求めるについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴り19ページをお願いいたします。

議案第39号、専決処分（第4号）の承認を求めるについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分をしたものであり、報告し承認を求めるものであります。

21ページの改正文をご覧いただきたいと思います。

主な改正内容でございますけれども、医療分の課税額に係る賦課限度額を「65万円」を「66万円」に、それから後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を「24万円」から「26万円」に、それぞれ引き上げるとともに、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者などの数に乗すべき金額を、5割軽減の場合は「29万5,000円」から「30万5,000円」、2割軽減の場合は「54万5,000円」から「56万円」に、それぞれ引き上げたものであります。

施行期日は、令和7年4月1日からで、令和7年度以降の国保税に適用するものとしております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第39号の審査について

は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの22ページ、それから、併せて令和7年の3月25日付けの町長専決処分予算書をお願いいたします。2つの書類となります。

議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年2月末に発生しました岩手県大船渡市の大規模な山林火災へ「緊急消防援助隊」を派遣した際の町消防署員に対する旅費や装備品、職員手当を支給するため、それから、3月末に発生しました屋内温水プール敷地内の給水配管の漏水について早急に修理を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月25日付けをもって、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）として専決処分させていただいたものであり、報告し承認を求めるものであります。

続きまして予算書のほうになりますが、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正是、その1ページの第1条にありますように、歳入歳出それぞれ880万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を75億9,873万9,000円としたものであります。

この歳入につきましては、普通交付税を880万8,000円を増額しまして、歳出については、消防活動費、それと職員人件費、合わせて385万8,000円、それと屋内温水プールの給水配管の漏水工事費495万円を補正したものとなってございます。

加えまして、第2条をご覧いただきたいと思いますが、その第2条における第2表の繰越明許費の追加補正としまして、屋内温水プールに係るその工事費を全額計上させていただいております。

なお、この温水プールの漏水漏れの修理につきましては、5月30日をもって完成しておりますので報告させていただきます。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第40号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第41号、専決処分（第5号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの23ページ、それから令和7年3月31日付けの町長専決処分予算書の準備をお願いしたいと思います。

議案第41号、専決処分（第5号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、もりやまこども園の給付費負担金の精算、商品券事業や災害復旧事業などの事業費精算による繰越額の確定などによりまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けをもって、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）を専決処分させていただいたものであります。

続いて、予算書のほうをお開きください。予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算それぞれ1,511万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を75億8,362万7,000円としたものであります。

次に、予算書の4ページをお開きください。

第2表による繰越明許費の補正でございますが、林道補修事業など4事業について追加をさせていただき、物価高騰対策事業など3事業を変更しております。

次に、5ページの第3表の地方債の補正をお願いします。

ここには、林道等整備、それから農林水産施設災害復旧、公共土木施設災害復旧に係る地方債の限度額の補正をここで計上し、行っております。

歳入歳出のそれぞれの補正内容でございますが、冒頭申し上げましたとおり事業費の精算によるものであります、説明のほうは省略させていただきます。

なお、この補正の収支調整のための財源のみちょっとご説明します。

その収支財源としまして、8ページをお開きください。

8ページにあります10款1項1目地方交付税の普通交付税、それと特別交付税、合わせまして1億6,240万4,000円をこの収支調整の財源として充てさせていただいております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第41号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第1号、令和6年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの24ページをお願いいたします。

報告第1号、令和6年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。令和6年度一般会計予算を令和7年度へ繰り越して執行する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

次のページ、25ページをお願いいたします。

令和6年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思いますが、その表に、次のページに並んでございますけれども、合わせて15の事業について翌年度繰越額、財源内訳などを載せております。

そのうちの一つでございますけれども、一番上にあります3款1項、事業名、防犯防災対策費でございますが、翌年度繰越額が2,353万8,000円、その財源内訳として国庫支出金が828万3,000円、地方債が820万円、一般財源が705万5,000円となってございます。

こういうふうな内容で 15 の事業が載せてございます。それぞれの事業についての説明は省略させていただきます。

次のページの 26 ページの合計欄、一番下の欄をご覧いただきたいと思います。

ここに総額が載ってございますが、翌年度繰越額は 8 億 4, 365 万 6, 000 円で、一般財源の欄にございますが、2 億 2, 713 万 9, 000 円となってございます。この一般財源につきましては、令和 6 年度の決算における令和 7 年度へ繰り越す額を財源として充てるものとなります。

次のページの 27 から 28 ページについては、繰越明許費の予算書となる繰越計算書附属資料となってございます。

以上のとおり計算書をご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第 1 号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第 2 号、令和 6 年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの 29 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、令和 6 年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

令和 6 年度一般会計予算のうち、避けがたい事故のため当該年度内に支出の終わらなかつたものを、令和 7 年度へ繰り越して執行する経費につきまして、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

次のページ、30 ページをお願いいたします。

令和 6 年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

11 款 2 項、事業名、現年災害復旧事業（繰越）でございますが、翌年度繰越額が 1 億 410 万 8, 848 円、既収特定財源は地方債が 890 万円、一般財源が 5 万 3, 8

48円となっております。

説明欄のちょっと細かいんですけれども、その中に①②とございますが、①河川災害復旧（8か所）の事業でございますが、については、仮設道路のルート設定について地元住民の要望に応じ、地権者との調整に不測の日数を要したということ、それから②番、廣徳寺橋の災害復旧については、工事用桟橋の設置にあたり堤防の一部嵩上げが条件となり、その調査設計や工事実施に不測の日数を要したためと、今回のその事故繰り越しとなった理由を付しております。

次の31ページは、繰越明許費の予算書となる繰越計算書附属資料となっております。

説明は以上でありますし、以上とおり計算書をご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第2号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第3号、令和6年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの32ページをお願いいたします。

報告第3号、令和6年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

令和6年度下水道事業会計予算を令和7年度へ繰り越して使用する繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

次のページ、33ページをお願いいたします。

令和6年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

表が2つございますけれども、はじめに上段の表、1. 建設改良費の繰越額の部分でございまして、1款1項、事業名、流域下水道建設費負担金、それと浸水対策実施設計業務委託料の翌年度繰越額を、それぞれ335万6,000円と1,265万円とし、

説明欄でございますが、国の補正予算に対応したことなどによるという理由を付しております。

次に、下の下段のほうになりますが、2の事故繰越額としてでございます。1款1項、事業名、下水道事業計画変更業務委託料、それと流域下水道建設費負担金の翌年度繰越額を、それぞれ793万1,000円、それと26万2,000円とし、説明欄でございますが、県計画見直し対応、それから工法変更などによるとして、繰越となった理由を付しております。

この2つの項目を合わせた下水道の全体では、翌年度繰越額は2,419万9,000円となるものでございます。

次のページの34ページは、繰越明許費の予算書となる繰越計算書附属資料となつております。

以上のとおり計算書をご報告申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第3号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第42号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第42号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、当初予算成立後に生じました新たな事業など、早急に予算措置し対応すべきものについて補正計上させていただいたものであります。

新たな予算として主なものでございますが、五城目高校の魅力向上支援事業に係る補助金、湖東老健移設のための貸付金、町政施行70周年記念式典開催経費、それから高

校生までの子育て世帯の物価高騰に対する負担軽減を目的とした子ども 1 人当たり 2 万円の給付金などあります。

また、早急に対応が必要なものとして、主に公共施設の維持補修や町道・林道などの整備や補修などを計上させていただいております。

はじめに、1 ページになりますけれども、第 1 条による補正予算額でございますけれども、歳入歳出にそれぞれ 3 億 7, 218 万 7, 000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を 63 億 3, 318 万 7, 000 円とするものであります。

次に、第 2 条による地方債の補正は、各事業の進捗に伴い、新たに追加または変更する地方債の限度額を補正するものであります。

詳細につきましては、4 ページの第 2 表のとおりでございますけれども、主な内容について歳入の項目の中でご説明させていただきます。

それでは、補正の内容について、歳入からご説明申し上げます。

はじめに、8 ページをお願いいたします。8 ページの 14 款 2 項 1 目 6 節の 01 地方創生臨時交付金の補正でございますが、昨年度以来実施の定額減税施策について、確定申告後の不足額給付の財源としまして 1, 470 万 7, 000 円、加えまして、物価高騰対策として令和 7 年度国の予備費を活用する臨時交付金 739 万 2, 000 円が追加交付される見込みとなっておりまして、合わせて、そこに掲載の 2, 209 万 9, 000 円を増額するものでございます。

この国からの追加交付分については、健康福祉課で行うこととなりますが、先ほど申し上げた子ども 1 人当たり 2 万円の給付金の財源となるものでございます。

続いて 10 ページをお願いいたします。10 ページの 15 款 2 項 4 目の 1 節 09 の団体営土地改良事業費補助金の補正でございますけれども、高崎館越地区のほ場整備の現況平面図作成に対する財源としまして 576 万円を補正するものであります。同じく 1 節の 13 でございますが、夢ある園芸産地創造事業費補助金の補正は、杉沢ファーミングの低温貯蔵庫、1 台でございますが、その購入に対する財源として 48 万 7, 000 円を補正するものであります。

次に、14 ページをお願いいたします。18 款 2 項 7 目の 1 節 01 でございますが、公共施設等総合管理基金の繰入金でございまして、町民センター前のロータリーの舗装工事を行うこととしておりまして、その財源として 600 万円を補正するものであります。

次のページ、16ページをお願いいたします。19款1項1目1節の01の前年度繰越金でございますが、今回の補正の歳出に見合う財源としまして6,263万8,000円を補正するものであります。

続いて18ページをお願いいたします。20款4項5目の総務費貸付金の元利収入1節01の貸付金回収金は、湖東老健の移転改築について「ふるさと融資制度」を活用して資金を貸し付けるにあたりまして、その貸付金の回収ということで本年度分の回収金625万円を補正するものであります。

次に、20ページをお願いします。20款6項の5目の納付金でございますが、5節01まちづくり課分の補正は、コミュニティ事業、宝くじ助成でございますが、事業採択となりまして、1団体、高千町内会の事業ということで、そこへの助成金の財源としまして249万9,000円を補正するものであります。同じく6目の雑入の1節の02総務課分の補正でございますけれども、これまで予算等でいろいろ出てきておりますが、昨年度発生の道路の舗装不良箇所による一般車両のパンク、それから街路樹の落下による破損による保険金の入金に加えまして、神明前住宅の火災、それから強風による倒木で弓道場の屋根が破損しておりますが、これらに対する共済金、合わせましてトータル322万7,000円を補正するものであります。

次のページ、22ページをお願いします。21款1項1目の総務債でございます。1節01地方創生推進事業債の補正でございますが、起業支援事業補助金の活用が増えておりまして、その財源としまして150万円を増額補正するものであります。同じく1節の04地域総合整備資金貸付事業債の補正でございますが、湖東老健移設のため町が医療法人正和会に貸し付ける整備資金の財源としまして2億5,000万円を補正するものであります。同じく3目の衛生債1節の01空家対策事業債の補正ですが、危険空家の解体撤去が増えております。その財源に充てるため80万円を増額補正するものであります。同じく6目の土木債1節の01道路橋りょう整備事業債の補正は、町道湯ノ又台線の舗装補修の財源としまして1,070万円を補正するものであります。

以上が一般会計歳入補正の説明となります。

続いて歳出をご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。2款1項1目の0001の一般管理費の一般の補正でございますが、総務課における会計年度任用職員6か月分の報酬など、合わせまして111万1,000円を増額補正するものであります。同じく0002特別職活動費の

補正でございますが、町長の出張する際のタクシー使用料や台湾でのトップセールス参加負担金、合わせまして 140 万 6,000 円を増額補正するものであります。同じく 0008 車輌管理費の補正でございますが、公用車 16 台の今年度の NHK 受信料などについて 18 万 9,000 円を補正するものであります。同じく 2 目 0002 の広報公聴費の補正でございますけれども、「町長への手紙」について、町ホームページへのお問い合わせフォーム機能を追加するため、9 万 7,000 円を補正するものであります。同じく 5 目 0002 庁舎管理費の補正でございますが、役場庁舎のエレベーターの LED 化、それから消防設備の修繕などを行うため、105 万 9,000 円を増額補正するものでございます。同じく 6 目の 0001 の企画費一般の補正でございます。町内会長とのホットライン用に構築する携帯電話の端末の利用料、それから五城目高校の魅力向上事業に係る補助金、それと高千町内会に対するコミュニティ助成事業の採択に伴う助成金、それと湖東老健移設のための貸付金など、合わせまして 2 億 5,895 万 8,000 円を増額するものであります。同じく 6 目の 0003 でございますが、地域公共交通の対策事業の補正でございます。乗合タクシー利用者様へのアンケートなどを実施するため、今回 29 万 8,000 円を補正するものでございます。

次のページ、26 ページをお願いいたします。0008 のまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の補正でございますが、歳入でも申し上げましたけれども、起業支援事業補助金の申請が増えておりまして、150 万円、このたび増額補正するものでございます。同じく 10 目 0002 の町功労者、式典の関係でございますが、この補正は、町政施行 70 周年記念式典開催に係る経費として 434 万 4,000 円を補正するものであります。同じく 11 目の 0002 総務課関係の補正でございますが、公用車 16 台分の過年分、以前の NHK の受信料及び令和 5 年度事業の精算に伴う過年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金、合わせまして 456 万 2,000 円を補正するものであります。

次のページ、28 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目の 0002 の定額減税調整給付金等事業及び 0098 の職員人件費の補正でございますが、昨年度以来実施の国の定額減税事業施策について、確定申告後、「定額減税・調整給付金」でも不足していた方に対しまして「不足額給付金」を給付するための経費など、合わせまして 1,470 万 7,000 円を増額補正するものであります。

32 ページをお願いいたします。32 ページの 3 款 1 項 4 目 0001 防犯防災対策費

の補正は、防災監、新たに任用しました防災監の防災服の購入、それと防災情報などをホームページや町公式LINEへの配信をするための経費として107万1,000円を補正するものであります。

次のページ、34ページをお願いします。3款2項1目0005子育て世帯物価高騰対策事業の補正でございますが、先ほども歳入でご説明しました国の補正予算で追加交付される財源を活用しまして、高校生までの子育て世帯の物価高騰対策に対する負担軽減を目的として子ども1人当たり2万円を給付するため、総額でまず1,364万円を補正するものであります。

次のページ、36ページをお願いします。3款6項の国民健康保険費の1目の0006でございます。事務費等の繰出金の補正でございますが、国保会計の保険者ネットワーク端末機の更新、それと改修などの経費としてその財源として繰り出すため、127万5,000円を補正するものであります。

次のページ、38ページをお願いします。4款1項1目0005保健事業費の補正は、健康福祉課における会計年度任用職員1人分の報酬としまして205万7,000円を補正するものであります。同じく2目0003の空家対策推進事業の補正でございますが、危険空家の解体撤去の申請が増えております。85万円を増額補正するものであります。

次のページ、40ページをお願いします。4款3項1目0001の清掃総務費の補正でございますが、秋田市などを含む7市町村で行っております広域ごみ処理施設整備における中継施設の先進地視察旅費、それから潟上市が行います中継施設整備検討調査業務委託に対する町の負担金について、合わせまして45万8,000円を補正するものであります。

次に、42ページをお願いいたします。6款1項5目0006の団体営土地改良事業の補正でございますが、歳入でも申し上げましたけれども、高崎館越地区のほ場整備における現況平面図を作成するため、1,189万1,000円を増額補正するものであります。同じく0007夢ある園芸産地創造事業の補正でございますが、杉沢ファーミングの低温貯蔵庫購入に対する補助金97万4,000円を補正するものであります。

次のページ、44ページをお願いします。6款2項4目の0002の林道補修事業の補正でございますが、林道森山猿田沢線と林道家ノ沢線につきまして、法面崩壊などによる追加の補修工事が必要となったため、合わせまして561万円を増額補正するもの

であります。

次のページ、46ページをお願いします。7款1項5目の0001の赤倉山荘の補正でございますが、浴室関連の応急修繕工事を行うために委託工事を合わせまして106万7,000円を補正するものであります。同じく0003五城館の補正でございますが、五城館正面の駐車場の石張り舗装の補修工事、それと厨房内の冷凍冷蔵庫の更新を行うため、合わせまして81万7,000円を補正するものであります。

48ページをお願いします。8款2項の2目になります。0001の道路補修事業でございます。4事業ほどございますが、1つ目が浅見内町内の谷地田橋の橋の防護柵の嵩上げ、それから畠町町内の七倉種沢線の側溝蓋の補修、それから湯ノ又町内の湯ノ又台線の舗装補修、それと中高崎町内の雀館旧県道線路肩補修などを行うため、総額で1,532万9,000円を補正するものであります。同じく3目の0002単独道路整備事業の補正でございますが、岡本1区町内の岡本家ノ下線の側溝改良工事を行うため、333万3,000円を補正するものであります。

52ページをお願いいたします。8款4項の2目の0001街路維持補修事業の補正でございますが、馬城台、馬城橋の馬城台の階段の段差解消、それからトイレを洋式化するための工事費など303万円を補正するものであります。同じく4目0001の公園維持補修等事業の補正は、戸村堰緑道のアプローチ灯及び木橋、木の橋の修繕を行うため、64万円を補正するものであります。

56ページをお願いします。9款1項の1目0001の消防活動費の補正は、気象観測装置を更新するため、186万8,000円を補正するものであります。同じく0003の施設管理費の補正は、消防庁舎内の消火器の更新、それから落雷により避雷器が故障した薬師山の基地局を修繕するための26万円を補正するものであります。同じく4目の0002都市交流事業の補正でございますが、9月に開催されます千代田区の防災フェスタに参加するための旅費など、旅費として28万2,000円を補正するものであります。

以上が一般会計の主な補正内容となります。

教育委員会関係については、の補正については、教育長がご説明申し上げます。

ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げま

す。

歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお願いします。17款1項1目寄附金一般寄附金（生涯学習課分）10万円の補正は、地域図書室「わーくる」の書籍購入費に充ててほしい旨、齊藤幸作氏より寄附いただいたものであります。

なお、今回の補正で図書購入費として同額を計上しております。

歳出についてご説明申し上げます。

26ページをお願いします。2款1項11目諸費0004生涯学習課関係39万円の補正は、部活動の地域移行に伴い、五城目第一中学校の部活動の指導者へ支払う指導謝礼金で、令和6年度内に支払い調整ができなかったものを過年度分として支出するためのものであります。

52ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001雀館運動公園管理費194万7,000円の補正は、主に雀館運動公園グラウンドの内野部分を整備するための作業委託料であります。

58ページをお願いします。10款1項2目事務局費0004放課後児童健全育成事業2万8,000円の補正は、学童保育すずむしクラブの児童が加入する安全保険料について、登録児童数の増加により不足分を増額するものであります。同じく3目教育助成費0001教育助成費一般100万円の補正は、五城目高校の支援に係る予算として「五城目高校教育振興会補助金」を増額するものであります。

60ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0004文化財保護対策事業134万2,000円の補正は、館越・高崎地区ほ場整備事業に伴う試掘調査経費であります。同じく0008郷土芸能事業9万円の補正は、番楽教室運営に係る消耗品費及び衣装洗濯代の手数料であります。同じく0010二十五歳のつどい12万9,000円の補正は、令和2年度にコロナ禍で開催できなかった二十歳のつどいを需用費等で支援しながら、二十五歳のつどいとして開催する経費であります。同じく2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センター647万3,000円の補正は、主に町民センター前ロータリーを全面舗装補修するための工事費を増額補正するものであります。同じく0008内川地区公民館248万6,000円の補正は、落雷で故障した給水ポンプの更新工事費であります。同じく0012杉沢交流センター友愛館39万6,000円の補正は、自動火災報知設備の修繕料であります。同じく0014地域図書室12

万 7, 000 円の補正は、故障した小型冷蔵庫の購入費、及び歳入で説明申し上げました齊藤幸作氏より寄附いただいた 10 万円を図書購入費に充てたものであります。

62 ページをお願いします。10 款 5 項 1 目保健体育総務費 0001 保健体育総務費一般 66 万円の補正は、トレーニング室ランニングマシンの修繕料であります。同じく 2 目学校給食費 0002 学校給食管理運営費 32 万 8, 000 円の補正は、五城目第一中学校給食室のパススルー冷蔵庫 1 台について、冷却機能の低下により不具合が生じたため、修繕のための費用を増額するものであります。同じく 3 目保健体育施設管理運営費 0002 屋内温水プール 20 万 7, 000 円の補正は、利用券の印刷代及び残水吸排水ポンプの購入費であります。

以上、6 月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 42 号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 43 号、令和 7 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 補正予算書の 69 ページをお願いいたします。

議案第 43 号、令和 7 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、オンライン資格認定等のシステム単価変更、それから保険者ネットワーク端末機器更新・改修のため、一般会計からの事務費繰入金を財源として補正するものであります。

69 ページの第 1 条にありますように、補正額は、歳入歳出予算それぞれ 127 万 5, 000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 11 億 7, 527 万 5, 000 円とするもので

あります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第43号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第44号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 補正予算書の79ページをお願いいたします。

議案第44号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、浄水場の送水ポンプ更新工事及び当初予算に計上しております給水車購入について、国の補助事業の内示に合わせて財源を置き換える補正をするものでございます。

補正額は、これらの経費としまして、第2条にございますけれども、収益的収入及び支出の補正のとおりでございますが、資本的収入を685万3,000円増額、それと資本的支出を693万円増額補正するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第44号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおりに所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

これで散会いたします。

明日は10時から連合審査となります。大変ご苦労様でした。

午後 4時28分 散会